

公開買付説明書

2024年4月

Church & Dwight Japan合同会社
(対象者：株式会社グラフィコ)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものです。

【届出者の氏名又は名称】	Church & Dwight Japan合同会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区霞が関三丁目2番6号東京俱楽部ビルディング11階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03-6266-8522
【事務連絡者氏名】	弁護士 熊谷 真和
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	Church & Dwight Japan合同会社 (東京都千代田区霞が関三丁目2番6号東京俱楽部ビルディング11階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、Church & Dwight Japan合同会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社グラフィコをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日にに関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

- (注10) 本書の提出にかかる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手續及び基準は、米国における手續及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手續及び基準に沿つたものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれ又は言及されている全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であるため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始できない可能性があります。更に、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注12) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注13) 公開買付者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5 (b)の要件に従い、対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト(又はその他の開示方法)においても英文で開示が行われます。

目 次

頁

第1 【公開買付要項】	1
1 【対象者名】	1
2 【買付け等をする株券等の種類】	1
3 【買付け等の目的】	1
4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】	28
5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】	32
6 【株券等の取得に関する許可等】	32
7 【応募及び契約の解除の方法】	33
8 【買付け等に要する資金】	36
9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】	38
10 【決済の方法】	38
11 【その他買付け等の条件及び方法】	38
第2 【公開買付者の状況】	40
1 【会社の場合】	40
2 【会社以外の団体の場合】	41
3 【個人の場合】	41
第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】	42
1 【株券等の所有状況】	42
2 【株券等の取引状況】	42
3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】	42
4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】	42
第4 【公開買付者と対象者との取引等】	43
1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】	43
2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】	43
第5 【対象者の状況】	44
1 【最近3年間の損益状況等】	44
2 【株価の状況】	44
3 【株主の状況】	45
4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】	46
5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】	46
6 【その他】	46
【対象者に係る主要な経営指標等の推移】	47

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社グラフィコ

2 【買付け等をする株券等の種類】

- (1) 普通株式
- (2) 新株予約権(下記①から⑤の新株予約権を総称して、「本新株予約権」といいます。また、本公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を総称して、以下「本新株予約権買付価格」といいます。)
 - ① 2014年6月17日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第1回新株予約権(以下「第1回新株予約権」といいます。)(行使期間は2016年7月1日から2024年6月16日まで)
 - ② 2014年12月25日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第2回新株予約権(以下「第2回新株予約権」といいます。)(行使期間は2016年12月27日から2024年12月25日まで)
 - ③ 2015年10月15日開催の対象者臨時株主総会及び同日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権(以下「第3回新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年10月16日から2027年10月15日まで)
 - ④ 2015年10月15日開催の対象者臨時株主総会及び2016年5月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権(以下「第4回新株予約権」といいます。)(行使期間は2018年5月14日から2028年5月13日まで)
 - ⑤ 2019年5月31日開催の対象者臨時株主総会及び同日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権(以下「第5回新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年6月4日から2031年6月3日まで)

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じた対象者株式及び本新株予約権の取得等を目的として、2024年3月13日に設立された合同会社です。公開買付者は、本書提出日現在、アメリカ合衆国ニュージャージー州ユーイングに事業運営上の本社を置き、家庭用消費財の製造販売を行うChurch & Dwight Co., Inc. (以下「C&D」といいます。)がその持分の全てを所有しております。本書提出日現在、公開買付者及びC&Dは、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者株式を所有しておりません。

この度、公開買付者は、2024年3月28日に、対象者株式(本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2024年3月28日付で、対象者の代表取締役社長CEOであり、筆頭株主かつ主要株主である長谷川純代氏(以下「長谷川氏」といいます。)との間で、本公開買付けが開始された場合には、長谷川氏が所有する対象者株式(390,900株、所有割合(注1) : 39.06%)の全てを本公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しない旨の応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結しております。本応募契約の内容は、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

公開買付者の2024年3月28日付「株式会社グラフィコ(証券コード4930)の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において公表しておりますとおり、公開買付者は、本公開買付けを開始するにあたって必要となる公開買付けの代理及び事務取扱いに係る契約を公開買付代理人への就任を予定していた野村證券株式会社(以下「公開買付代理人」といいます。)との間で締結するにあたり、C&Dにおいて公開買付代理人より要請されていた公開買付者名義の銀行口座の開設手続を行っておりましたが、公開買付者が当該口座を開設する予定の銀行の説明によれば、公開買付者の本人確認手続に時間を要したため、2024年3月28日までに公開買付者名義の銀行口座の開設が完了いたしませんでした。公開買付者及びC&Dは、本公開買付けを直ちに開始できる状況ではないものの、対象者が2024年3月末までに東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準に適合するための取組みとして中期経営計画の公表を行うことを発表していたことを踏まえ、公開買付者及びC&Dと対象者の間で本公開買付けの買付け等の価格について合意に至っていたにもかかわらず、対象者が対象者の株主の皆様に対して上場維持を前提としたかかる取組みを公表した後、短期間で本取引の一環として本公開買付けを実施することを公表することは、対象者の株主の皆様の混乱を招くこととなると考えたため、2024年3月28日、本取引の一環として、本公開買付けを実施することを公表することとし、銀行口座の開設が完了次第、本公開買付けを速やかに開始することを予定しております。

その後、公開買付者は、2024年4月8日にかかる銀行口座の開設が完了したことから、本公開買付けを2024年4月15日から開始することといたしました。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を667,200株(所有割合：66.67%)と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全ての買付け等を行いません。なお、買付予定数の下限(667,200株)は、公開買付者が本取引により対象者株式を非公開化することを目的としており、本公開買付けにより対象者株式(本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施することを要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として株式併合を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイーズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付けが成立した場合に公開買付者が所有する対象者の議決権数の合計が、対象者の総株主の議決権の数(対象者が2024年2月14日に提出した第28期第2四半期報告書(以下「対象者第2四半期報告書」といいます。)に記載された2023年12月31日現在の発行済株式総数(938,540株)から、対象者が2024年2月14日に公表した「2024年6月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された2023年12月31日現在の対象者の所有する自己株式数122株を控除した938,418株に、2023年12月31日現在残存する本新株予約権の目的である対象者株式の数62,360株を加算した株式数(1,000,778株、以下「潜在株式考慮後発行済株式総数」といいます。)に係る議決権数である10,007個)の3分の2以上となるよう設定したものです。

一方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式(本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得を取得することを目的としているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「④ その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに要する資金を、C&Dからの出資(以下「本出資」といいます。)により賄うことを予定しており、本公開買付けに係る決済の開始日の、遅くとも3営業日前までに本出資を受け、これをもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。

対象者が2024年3月28日付で公表した「Church & Dwight Japan合同会社による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者2024年3月28日付プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」といいます。)の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

また、対象者2024年3月28日付プレスリリースによれば、対象者は、上記決議に際して、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」に記載のとおり、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会(下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者における意思決定の過程及び理由」の「(i) 公開買付者及びC&Dからの提案並びに検討体制の構築の経緯」において定義します。以下同じです。)に対して、本答申書(下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者における意思決定の過程及び理由」の「(iii) 対象者の意思決定の内容」において定義します。以下同じです。)の意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点での、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議していたとのことです。

その後、C&Dは、対象者に対し、2024年4月8日にC&Dによる公開買付者名義の上記銀行口座の開設が完了したことから、本公開買付けを2024年4月15日から開始することとしている旨を連絡しました。

かかる連絡を受け、対象者は、2024年4月11日に開催された本特別委員会において、対象者、C&D及び公開買付者の状況等の情報を共有したとのことです。また、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、追加諮問事項について慎重に検討した結果、2024年4月11日付で、対象者取締役会に対して、本答申書における本特別委員会の意見に変更はないことを内容とする追加答申書(以下「追加答申書」といいます。)を提出したとのことです。

その上で、対象者が2024年4月12日付で公表した「Church & Dwight Japan合同会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(2024年4月15日付「(訂正) Church & Dwight Japan合同会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ)による訂正を含み、以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

(注1) 「所有割合」とは、潜在株式考慮後発行済株式総数(1,000,778株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下、所有割合の記載について他の取扱いを定めない限り同じです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針は以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者の親会社であるC&Dは、1846年に創業し、1925年に米国デラウェア州において法人化されました。同社は、2024年2月15日に米国証券取引委員会に提出した2023年12月期の年次報告書に記載のとおり、米国に加え、米国外の6ヶ国(カナダ、メキシコ、英国、ドイツ、中華人民共和国及びオーストラリア)に子会社を有し、それに加え130ヶ国に製品を輸出しております。また、同社の同事業年度の売上高は5,867.9百万米ドルに達し、大規模な多国籍企業であると考えております。同社は、幅広い消費者向け家庭用品、パーソナルケア用品並びに家畜向け飼料添加物、化学薬品及びクリーナーに特化した専門製品の開発、製造及び販売を行っております。C&Dの消費者向け製品のマーケティングは、主に7つの「パワープラント」(アーム&ハンマー(ARM & HAMMER)、オキシクリーン(OXICLEAN)、ヴィタフュージョン(VITAFUSION)及びリルクリッターズ(L'IL CRITTERS)、バティスト(BATISTE)、ウォーターピック(WATERPIK)、セラブレス(THERABREATH)並びにヒーロー(HERO)をいいます。)に焦点を当てております。これらの広く知られたブランドを使用した製品は、アーム&ハンマー(ARM & HAMMER)ブランドの重曹、猫用トイレ、洗濯用洗剤、カーペット消臭剤その他の重曹を原料とした製品、トロジャン(TROJAN)ブランドのコンドーム、潤滑剤及びバイブレーター、オキシクリーン(OXICLEAN)ブランドの染み抜き剤、洗浄液、洗濯用洗剤及び漂白剤、スピンドラッシュ(SPINBRUSH)ブランドの電池歯ブラシ、ファースト・レスポンス(FIRST RESPONSE)ブランドの家庭用妊娠・排卵検査キット、ネア(NAIR)ブランドの脱毛剤、オラジェル(ORAJEL)ブランドの経口鎮痛剤、エクストラ(XTRA)ブランドの洗濯用洗剤、リルクリッターズ(L'IL CRITTERS)ブランド及びヴィタフュージョン(VITAFUSION)ブランドの子供用及び大人用のグミ、バティスト(BATISTE)ブランドのドライシャンプー、ウォーターピック(WATERPIK)ブランドのウォーターフロス及びシャワーへッド、ジカム(ZICAM)ブランドの風邪薬、セラブレス(THERABREATH)ブランドの口腔ケア製品、ヒーロー(HERO)ブランドのニキビ治療薬を含みます。C&Dは、主に米国内消費財(Consumer Domestic)、米国外消費財(Consumer International)及び専門製品(Speciality Products)の3セグメントにより事業展開を行っております。

米国内消費財セグメントについて、C&Dの創業者は、まず、1846年に、重曹としても知られる重炭酸ナトリウムをホームベーカリーで使用する用途で販売いたしました。この製品は、今日においては、冷蔵庫や冷凍庫の脱臭剤、キッチンや調理器具の傷防止クリーナーや脱臭剤、入浴剤、歯磨き粉、猫砂の脱臭剤、プールのpH安定剤など、家庭で幅広く使用されております。C&Dは重曹を原料とする製品に特化しており、同じ原料や技術を使用した他の製品や、複数の消費者用・業務用カテゴリーにまたがって販売されている製品も扱っております。米国内消費財セグメントには、7つのパワープラント、その他の有名ブランド、家庭用品及びパーソナルケア用品が含まれます。米国内消費財セグメントは、家庭用製品グループとパーソナルケア製品グループに分けられます。米国外消費財セグメントにおいては、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、メキシコ、イギリスを含む海外子会社を通じた市場で、様々なパーソナルケア製品、家庭用品及び一般用医薬品を販売しております。また、C&Dは、外部の販売代理店の幅広いネットワークを活用し、同社のグローバル・マーケット・グループを通じて、中国や日本を含む世界130ヶ国以上の市場に製品を輸出しております。専門製品セグメントにおいては、企業への販売に重点を置き、家畜向け飼料添加物、専門化学薬品及び専門クリーナーの3つの製品分野に参画しております。

一方、対象者は、1994年に化粧品や健康食品の商品企画・販売促進・マーケティング等、クリエイティブ制作を行う企画会社として創業し、1996年11月に有限会社スタジオグラフィコとして設立されたとのことです。その後日本の大手メーカーをはじめ、米国や韓国などの海外商品を日本市場向けにプロデュースした経験と実績を経て、2004年に自社オリジナル商品を企画開発及び販売し、メーカー事業をスタートしたとのことです。2013年11月に株式会社グラフィコに商号を変更し、2020年9月に東京証券取引所JASDAQスタンダード市場に上場後、2022年4月の東京証券取引所における市場区分の見直しにより、本書提出日現在においては東京証券取引所スタンダード市場に上場しているとのことです。

対象者の事業内容は、以下のとおりとのことです。

対象者は、「モノ創りで、笑顔を繋ぐ。」を経営ビジョンとして、変容する働き方やライフスタイルの中で頑張る方々を応援し、心身ともに健康的で美しくありたいと願う女性達やご家族に笑顔で幸せな生活を楽しんでいただくための商品を創出するメーカーであるとのことです。商品企画開発から、マーケティング、プロモーション、セールスまでを一貫して行い、それぞれにベストな生産方法や工場を選出して製造する機動的なファブレススタイル(製造設備を自社で保有せず、外部へ製造委託する業務形態)を取っているとのことです。健康食品、化粧品、日用雑貨を中心に関開しており、女性の潜在ニーズを引き出し、新発想の商品を世の中に定着させることで、ミリオンセラー(累計販売数100万個越え)の商品を複数展開しているとのことです。商品をひと目で理解できるパッケージ、ネーミング、店頭販促物、PR活動により生活者の共感や悩みの解決を提案しており、自社オリジナル商品のみならず、海外メーカーから日本オリジナル商品の販売を含む独占販売権を取得し、正規輸入販売元として日本国内にてマーケティングを行い販売しているとのことです。

主要な販売チャネルはドラッグストア、GMS(注2)、ホームセンター、バラエティストアであり、自社にて通信販売も行っているとのことです。海外においては各国の代理店を通じて販売を行っているとのことです。

(注2) 「GMS」とは、General Merchandise Storeの略称で、大規模総合スーパーのことをいいます。

また、対象者の事業の特長としては、以下のとおりとのことです。

商品化から販売までの流れ

対象者は、製造、物流を外部へ委託するファブレス企業であり、商品の企画、開発、マーケティング、プロモーション、セールスに経営資源を集中しているとのことです。「生活者が必要としている」「使用実感が高い」「ポジティブな気持ちになる」商品を企画開発しており、常に使う人の立場で考え、シーズ(原材料や技術等に基づく製品アイデアや消費者自身が気付いていないニーズ)を探り、ニーズを把握し、「①調査→②企画→③開発→④宣伝→⑤販売」の5アクションで独自性のある複数のヒット商品を生み出しているとのことです。

① 調査

調査段階においては、ブランド育成のため、新商品として可能性のあるアイテムを検討し、ターゲットとする市場規模や顧客、想定される競合先(商品)、商品の使用感、成分等の調査、分析を行っているとのことです。また、商品のネーミング候補に係る商標権等について第三者の知的財産権侵害の可能性の事前調査も可能な限り対応を行っているとのことです。

② 企画

対象者はクリエイティブ事務所として創業以来培われたノウハウを活かして、商品企画、パッケージ企画、コンセプト設計、マーケティングリサーチ等を実施しながら、対象者のメインターゲットである女性の潜在ニーズを探り、市場が必要とする商品かつ効果が実感できる商品企画を目指しているとのことです。企画部門のほとんどは30代から50代の女性で構成され、ターゲットとなるお客様のニーズをくみ上げることが可能な体制となっており、企画段階においては、「ターゲット層の見極め」「マーケット分析」「市場ニーズの高い商品企画」「効果実感の高い商品」を意識して商品化を進めているとのことです。

③ 開発

対象者はファブレスメーカー(製造設備を自社で保有せず、外部へ製造委託するメーカー)として最適な原料・資材の調達、生産委託先の選定や製造管理等を行うことで、製造コストを抑え、市場ニーズの変化に対応できる機動力を高めて、対象者の強みである顧客訴求力の高い表現方法やニーズを捉えるデザイン・表現等のクリエイティブ力を活かした独自性のあるアイデア商品を柔軟に展開できる体制となっているとのことです。その他、対象者開発商品以外に、対象者のマーケティング力を活かして、C&Dからのオキシクリーン(OXICLEAN)ブランドの製品の日本における独占販売権取得による海外商品の輸入販売や、製造元との協議による日本向け商品の共同開発を行っているとのことです。

④ 宣伝

対象者は、販促計画及び広告戦略を立案し、その戦略を推進するための効果的なセールス・プロモーションツール(営業用提案資料)を制作しているとこのことです。制作した各種店頭用販促物や印刷媒体を活用し、費用対効果を検討しながら雑誌やウェブ等のメディアを主体に広告宣伝活動を実施し、各ブランドの認知度向上への取組みを行っているとのことです。

⑤ 販売

市場、競合、商品使用感等についての分析を基に、より効果的な販売戦略を立案し、消費者に訴求力のある販促物を活用しながら、販売店舗の売り場作りやPB(プライベート・ブランド)商品等の提案営業を進めているとのことです。対象者の主要な顧客は国内の問屋であり、問屋を通じて国内のドラッグストア、GMS、ホームセンター、バラエティストア等へ販売しているとのことです。海外事業においても国内外の代理店を通じ、中国、韓国、米国、香港、台湾、タイ等で商品を販売しているとのことです。また、自社サイトや他社のプラットフォームを活用した通信販売も行っているとのことです。

C&Dは、2008年7月に対象者との間でオキシクリーン(OXICLEAN)ブランドの製品を日本において販売するための独占販売契約(以下「本独占販売契約」といいます。)を締結し、日本の消費者のニーズに応えるために対象者による日本市場における顧客との関係及び流通のノウハウを活用してまいりました。

オキシクリーン(OXICLEAN)の販売における成功と日本の消費者のニーズに関する理解の向上から、C&Dとしては、対象者がC&Dが保有するオキシクリーン(OXICLEAN)以外の商品を日本において販売することが可能となることにより、日本の消費者にとって製品の選択肢が広がることで利便性が増すと考えております。他方で、これまでC&Dは対象者を通じて日本における販売を行ってきたことから、C&D単独では、日本市場で他のブランドを販売するための日本における営業及びマーケティングを行える組織を欠いていると考えております。そのため、C&Dは、対象者株式を非公開化し、C&Dのグループ会社として、C&Dの既存ブランド・ポートフォリオへのより広いアクセスを提供するために必要な販売能力及び顧客関係を得ることができますと考えております。C&Dは、対象者の価値を向上させるために、C&Dの有するリソースやノウハウを大規模かつ迅速に対象者に提供していくことを企図しておりますが、そのためには、C&Dが対象者の唯一の所有者となり、C&D及び対象者が利害関係を完全に共有することが必要となります。そのため、C&Dとしては、対象者株式及び本新株予約権の全てを取得することができると同時に、大規模な新カテゴリーの製品をターゲットとすることで、対象者の売上の成長を加速させることができます。

C&Dは、本取引は以下のメリットをもたらすと考えております。

(i) 日本におけるC&Dのブランド・ポートフォリオの拡大

日本はGDPにおいて世界第4位の経済大国であり、C&Dのブランド・ポートフォリオにとって魅力的な消費者市場です。対象者は、日本市場における販売、マーケティング及び流通のノウハウを活用することにより、対象者が2023年7月にWebアンケート委託会社に依頼して行ったWebアンケートにおいてオキシクリーン(OXICLEAN)ブランドの認知率が77.0%となるなど、オキシクリーン(OXICLEAN)ブランドをシミ抜きカテゴリーにおけるマーケットリーダーに育て上げました。C&Dは、対象者の能力を活用し、日本の消費者に提供するブランド・ポートフォリオを拡大することで、市場をリードし、消費者に愛されるブランドへのアクセスを提供すると同時に、大規模な新カテゴリーの製品をターゲットとすることで、対象者の売上の成長を加速させることができますと考えております。

(ii) 対象者の成長を促進させるリソース及び機能

C&Dは、上記のとおり、大規模な多国籍企業として、営業、マーケティング、サプライチェーン、ITの各分野におけるリソースと能力を有しております。C&Dは、既存の能力を活用し、対象者の人材、プロセス及び技術への投資及び改善を通じて、対象者の成長と収益性を加速させることを企図しております。

(iii) 上場維持に関するリソースの削減

対象者は、東京証券取引所スタンダード市場に上場しておりますが、上場維持に際しては、上場会社として求められる体制の整備(独立社外取締役の一定数の確保等)や事務負担(有価証券報告書等の継続開示義務、金融商品取引法監査への対応、株主総会運営、IR活動等)が存在し、その負担は年々増加しているものと考えております。対象者の従業員数が50名(2023年6月末現在)、経常利益が322百万円(2023年6月期)であることを踏まえると、これらの体制整備や事務負担に投じる人的リソース及び金銭的リソースを節減し、これらを営業、企画、商品開発等に振り向けることにより、これまで以上に消費者のニーズに応える事業運営を行うことが可能となると考えております。また、対象者の経営陣もこれらの事務負担にそのリソースを費やしており、非公開化することで、事業運営を一層効率化させることができ、より創造的な活動にリソースを投下し、対象者の企業価値向上を加速させることができると考えております。

このような検討の結果、C&Dは、本取引の結果、対象者株式を非公開化し、C&Dグループの一員としてことでC&Dグループの価値向上に資するとともに、上記のとおり対象者の価値向上を実現できるものと考えるに至りました。

そこで、C&Dは、2023年7月19日に、対象者に対して対象者株式を非公開化することについて検討を開始したい旨のNon-binding letter of interest(法的拘束力を有さない意向表明書)(以下「第1回意向表明書」といいます。)を提出しました。その後複数回にわたって対象者との間で対象者株式の非公開化についての初期的な対話と情報交換を行った結果、C&Dとして対象者を非公開化することについて、デュー・ディリジェンスをはじめとした本格的な検討を開始することとし、同年11月16日に、対象者に対して公開買付け及びその後の本スケイズアウト手続により対象者株式を非公開化すること並びにデュー・ディリジェンスの実施を申し入れる内容の2回目のNon-binding letter of interest(法的拘束力を有さない意向表明書)(以下「第2回意向表明書」といいます。)を提出しました。その後、同月下旬に対象者から同年12月上旬からデュー・ディリジェンスを受け入れる旨の返答があり、C&Dは、同年12月上旬から2024年1月下旬までデュー・ディリジェンスを実施しました。C&Dは、当該デュー・ディリジェンスの経過も踏まえ、2024年2月下旬に対象者との間で、本取引の諸条件についての協議を開始しました。具体的には、2024年2月26日、C&Dは、対象者に対して、対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を3,250円、第1回新株予約権1個当たりの買付け等の価格(以下「第1回新株予約権買付価格」といいます。)を51,840円、第2回新株予約権1個当たりの買付け等の価格(以下「第2回新株予約権買付価格」といいます。)を35,000円、第3回新株予約権1個当たりの買付け等の価格(以下「第3回新株予約権買付価格」といいます。)を35,000円、第4回新株予約権1個当たりの買付け等の価格(以下「第4回新株予約権買付価格」といいます。)を35,000円、第5回新株予約権1個当たりの買付け等の価格(以下「第5回新株予約権買付価格」といいます。)を1,700円とする旨を提案(以下「第1回提案」といいます。)しました。なお、第1回提案の以前に本公開買付価格等の本公開買付けの条件を提案した事実はありません。また、本公開買付価格として提案した3,250円は第1回提案の提出日(2024年2月26日)の直前営業日である2024年2月22日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,600円に対して25.00%(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム率の計算において他の取扱いを定めない限り同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,474円(小数点以下を四捨五入しております。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)に対して31.37%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。その後、対象者より、本公開買付価格として提案した3,250円は、事業計画に基づく対象者の本源的価値の下限から大きく乖離しているとして本公開買付価格の引き上げを要請されました。対象者からのかかる要請を受けて、C&Dは、2024年2月29日に本公開買付価格を3,315円、第1回新株予約権買付価格を53,140円、第2回新株予約権買付価格を36,300円、第3回新株予約権買付価格を36,300円、第4回新株予約権買付価格を36,300円、第5回新株予約権買付価格を1,765円とする旨を提案(以下「第2回提案」といいます。)しました。なお、第2回提案において本公開買付価格として提案した3,315円は第1回提案の提出日(2024年2月26日)の直前営業日である2024年2月22日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,600円に対して27.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,474円に対して33.99%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。その後、対象者より、本公開買付価格として提案した3,315円は、事業計画に基づく対象者の本源的価値の下限から大きく乖離していることに加え、対象者が2020年9月28日

に東京証券取引所ジャスダック市場への上場時における公開価格を考慮した価格ではないことから本公開買付価格の引き上げを要請されました。これを受けC&Dは、2024年3月11日に対象者に対し、対象者の要請を受け、上場時における公開価格を検討したものの、C&Dとしては直近の株式市場における対象者株価の水準は、多くの投資家が参加して形成される客観性の高い指標であり、対象者の将来性や収益性などの情報が総合的に反映されたものであり、直近の株式市場における対象者株価の水準を基に公開買付価格を検討し、提案している旨的回答を行いました。その後、2024年3月13日、対象者から、第三者算定機関による対象者株式の株式価値の試算結果、対象者株式の市場株価の動向及び過去の類似する取引において付与されたプレミアムの実例等を勘案し、本公開買付価格を4,000円とする要請をしました。これを受け、2024年3月20日、C&Dは、対象者に対して、上記対象者からの要請を真摯に検討した結果、本公開買付価格について3,606円とする旨を提案(以下「第3回提案」といいます。)しました。なお、第3回提案において本公開買付価格として提案した3,306円は第3回提案の提出日(2024年3月20日)の直前営業日である2024年3月19日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の過去6ヶ月間の終値単純平均値2,404円(なお、対象者株式の取引が行われていない2023年10月25日の終値は、前営業日である2023年10月24日の終値を使用して終値単純平均値を計算しております。)に対して50.00%のプレミアムを加えた価格です。その後、2024年3月22日、対象者から、依然として少数株主の期待に十分に応えられる水準には達していないことから、少数株主の期待に十分に応えられる水準に近づけるべく本公開買付価格の引き上げを要請されました。対象者からのかかる要請を受けて、C&Dは、2024年3月25日に本公開買付価格を3,800円、第1回新株予約権買付価格を62,840円、第2回新株予約権買付価格を46,000円、第3回新株予約権買付価格を46,000円、第4回新株予約権買付価格を46,000円、第5回新株予約権買付価格を2,250円とする最終提案を行うに至りました。なお、最終提案において本公開買付価格として提案した3,800円はかかる最終提案の提出日(2024年3月25日)の直前営業日である2024年3月22日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の過去6ヶ月間の終値単純平均値2,421円(なお、対象者株式の取引が行われていない2023年10月25日の終値は、前営業日である2023年10月24日の終値を使用して終値単純平均値を計算しております。)に対して56.96%のプレミアムを加えた価格であり、対象者株式の過去3ヶ月間の終値単純平均値2,636円に対して44.16%のプレミアムを加えた価格です。

その後、2024年3月26日に対象者から最終提案を応諾する旨の回答を受領したため、C&Dは、2024年3月26日に本公開買付価格を3,800円、第1回新株予約権買付価格を62,840円、第2回新株予約権買付価格を46,000円、第3回新株予約権買付価格を46,000円、第4回新株予約権買付価格を46,000円、第5回新株予約権買付価格を2,250円とすることに合意しました。

C&Dは、対象者と本取引に関する協議を開始した当初から一貫して、対象者に対して、本取引と本独占販売契約は別案件であることを明確にしており、本取引に関する協議と並行して本独占販売契約の更新や条件について議論することは行っておりません。

なお、C&Dは、第1回意向表明書において、長谷川氏が本公開買付け成立後に対象者の取締役を辞任することを前提としつつ、対象者の代表取締役社長CEOである長谷川氏が、本公開買付けの成立後も、対象者のアドバイザーとして対象者の経営に関与することが対象者の企業価値向上に寄与するとの判断から、長谷川氏が本公開買付けの成立後3年間対象者のアドバイザーに就任することを提案しました。その後、長谷川氏との間の本応募契約の交渉において、長谷川氏は本公開買付け成立後に対象者の取締役を辞任すること及び辞任後3年間を上限として対象者のアドバイザーに就任することを応諾しましたが、長谷川氏のアドバイザー就任に係る具体的な条件等はC&Dと長谷川氏で今後協議予定です。なお、C&Dは、長谷川氏によるアドバイザーとしての対象者の事業への関与は、現在の代表取締役社長CEOとしての関与よりも限定的になることが見込まれることから、これに応じ、長谷川氏のアドバイザーとしての報酬も、現在の代表取締役社長CEOとしての報酬と比較すると、低額となることを想定しております。

② 対象者における意思決定の過程及び理由

(i) 公開買付者及びC&Dからの提案並びに検討体制の構築の経緯

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2023年3月10日、C&DのCEOから対象者の代表取締役社長CEOである長谷川氏に対して本取引に関する初期的な打診を受けたことを契機として、本取引における手続の公正性を検討確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に対する助言を含む法的助言を受けるために、専門性及び実績等に加えて、C&Dが海外企業であること、C&Dが対象者の重要な取引先であることを含めて検討を行った結果、2023年6月下旬、対象者取締役会において、公開買付者、C&D、長谷川氏及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業(以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。)の選任を決議したことです。また、対象者は、公開買付者の連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、C&Dとの本独占販売契約に基づき販売を行っているオキシクリーン(OXICLEAN)ブランドの製品の売上が2023年6月期における対象者の全売上高に占める割合が80%超となっており対象者の主力製品となっているとから、公開買付者との契約が対象者の事業継続に大きな影響を及ぼすこと、対象者の代表取締役社長CEOは対象者の筆頭株主であり、最終的に公開買付者との間で応募契約を締結する可能性があり、代表取締役社長CEOと対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性もあること等を考慮し、本取引に関する対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を踏まえ、2023年6月22日付で、公開買付者、C&D、長谷川氏及び対象者のいずれからも独立し、中尾田隆氏(対象者の独立社外取締役(監査等委員)、弁護士)、池田良介氏(対象者の独立社外取締役)、前川研吾氏(対象者の独立社外取締役(監査等委員)、公認会計士)及び川渕純治氏(対象者の独立社外取締役(監査等委員)、公認会計士)の4名から構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置したとのことです。(本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。

その後、2023年7月19日に公開買付者から第1回意向表明書の提出を受け、対象者においてかかる提案について慎重に検討を行った結果、デュー・ディリジェンスその他の本取引に向けた具体的な検討及び協議を開始することを決定し、本特別委員会に対し、(ア)本取引の目的は合理性を有するか(本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。)、(イ)本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。)が確保されているか、(ウ)本取引の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)が確保されているか、(エ)上記(ア)から(ウ)を踏まえ、対象者取締役会が本取引の実施(本取引において公開買付けが実施される場合、当該公開買付けに係る意見表明の内容を含む。)を決定することが対象者の少数株主に不利益でないと考えられるか(以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問したことです。対象者取締役会は、本特別委員会への諮問にあたり、(a)本取引に関する対象者取締役会の意思決定は本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、対象者取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しないものとすること、(b)本取引に係る調査(本取引に關係する対象者の役員若しくは従業員又は本取引に係る対象者のアドバイザーに対し、諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明を求めるなどを含む。)を行うことができる権限を付与すること、(c)対象者に対し、(i)特別委員会としての提案その他の意見又は質問を買収候補者に伝達すること、及び(ii)特別委員会自ら買収候補者(本取引に関与するその役職員及び本取引に係るそのアドバイザーを含む。)と協議する機会の設定を要望することができる権限を付与すること(なお、本特別委員会よりかかる要望を受領した場合には、対象者は本特別委員会の要望を実現するよう最大限努力するものとする。)、(d)対象者が選任したアドバイザーの独立性に問題があると判断した場合、対象者が選任したアドバイザーを承認しないことができる権限を付与すること(そのような場合、対象者は本特別委員会の意向を最大限尊重しなければならないものとする。)、(e)対象者の費用で、本特別委員会独自のアドバイザーを選任できる権限を付与すること等を決議したとのことです。

その後、対象者は、株式公開当時からの主幹事証券会社であり、対象者の事業に対する理解が深いことから、2023年7月下旬、公開買付者、C&D、長谷川氏及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社SBI証券(以下「SBI証券」といいます。)を選任したことです。なお、SBI証券は、対象者が2023年9月29日に提出した第27期有価証券報告書上、大株主として記載されておりますが、その理由に関して、SBI証券から「SBI証券の信用買い顧客の総数量での記載となり大株主として利害があるわけではなく、また、SBI証券、SBI証券を構成員とするSBIグループ各社及びそれらの関係会社は、自己の勘定又は顧客の勘定で、対象者、公開買付者又はそれらの関係会社の発行する一定の株式、債券その他の証券を含む各種の金融商品を引き受け、保有し又は売却することがあり、随時これらの金融商品のポジションを保有する可能性、及び対象者、公開買付者若しくはそれらの関係会社又はこれらの発行する各種の金融商品に関わるデリバティブ取引を行い、又はこれらに対する自己資金による投資を行うファンドを運営する可能性があるものの、適切な情報隔離措置を行ったうえで実施するものであり、本取引との関連での買付けは実施していないとの連絡を受けており、対象者としては本公開買付けにおける独立性には問題ないものと判断しているとのことです。

また、対象者は、公開買付者、C&D及び長谷川氏から独立した立場で、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断を行う体制(本公開買付けの検討、交渉及び判断に關与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)を対象者の社内に構築すると共に、本特別委員会により、かかる検討体制につき独立性及び公正性の観点から問題がないことについて承認を受けているとのことです。さらに、対象者は、本特別委員会において、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSBI証券並びに対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けているとのことです。なお、本特別委員会は、弁護士及び公認会計士の資格を有する者が既に委員となっていることから、適宜、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSBI証券並びに対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言を受けることとし、本特別委員会の独自のアドバイザーを選任しないこととしたとのことです。

(ii) 検討・交渉の経緯

対象者は、公開買付者及びC&Dとの交渉方針に関する助言を受けるとともに、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応等についての法的助言を受け、これらを踏まえ、本取引の是非及び本公開買付価格等を含む本取引に係る取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってきたとのことです。

具体的には、対象者は、1996年の創業以来「モノ創りで、笑顔を繋ぐ。」のビジョンのもと、主に女性をターゲットとした商品を提供しておりましたが、更なる事業発展を実現するためにも、社会的信用力の向上、認知度の向上、経営基盤の強化、資金調達手段の多様化が重要であると考えて、2020年9月24日に東京証券取引所JASDAQスタンダード市場に上場したとのことです。コロナ禍による外出自粛やインバウンド需要の減少により、計画通りの成長を実現できていないブランドがある一方で、オキシクリーンブランドに関しては、コロナ禍の衛生意識の高まりにより、需要が増加し、対象者においても成長を促進するために様々な施策を実施したことにより、売上は大きく成長を続けているとのことです。

その後、2022年から急激な円安が進行したことにより、輸入商品を取扱う対象者の業績にも大きく影響を与えることとなつたとのことです。このような状況において、対象者は2022年に経営管理体制を革新し、不採算事業から撤退すると共に利益構造改革を実施したとのことです。これにより収益構造を改善することが出来、増収増益を実現可能な状態にすることは実現できたとのことです、その間、株価は上場時の公募価格である4,090円から大きく下落した2,000円前後で推移する状況となつてゐたとのことです。このような状況の中、2023年3月10日、C&DのCEOから対象者の代表取締役社長CEOである長谷川氏が本取引に関する初期的な打診を受けたとのことです。対象者は、具体的な申入れの内容を検討するために、C&Dに対して意向表明書の提出を求めたところ、2023年7月19日、C&Dから、デュー・ディリジェンスその他の本取引に関する提案を含む第1回意向表明書の提出を受けたとのことです。その後、対象者は、2023年8月16日にC&Dに対して、第1回意向表明書に関する回答書を送付し、C&Dから2023年8月25日に当該回答書に対する回答を書面で受領した上で、2023年8月31日にC&Dに対して、当該書面に対する回答書を送付し、2023年9月7日に面談にてその趣旨の確認を実施したとのことです。その上で、対象者は、デュー・ディリジェンスをはじめとした本取引の本格的な検討の提案を受け入れることについて、C&Dに伝達したとのことです。

また、対象者は、2023年11月16日、C&Dから第2回意向表明書を受領し、内容を確認した後、C&Dに対して、2023年11月24日、デュー・ディリジェンスを受け入れる旨を回答したとのことです。その後、デュー・ディリジェンスが、2023年12月上旬から2024年1月下旬までの間、実施されたとのことです。

また、対象者は、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、SBI証券及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を受けながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性等に関してC&Dとの間で複数回にわたる協議・交渉を行つたとのことです。

具体的には、対象者は、2024年2月26日、C&Dから、第1回提案を受けたとのことです。なお、当該提案の以前に本公開買付価格等の本公開買付けの条件の提案を受けた事実はないとのことです。また、本公開買付価格として提案を受けた3,250円は第1回提案の提出日(2024年2月26日)の直前営業日である2024年2月22日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,600円に対して25.00%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,474円に対して31.37%のプレミアムをそれぞれ加えた価格とのことです。その後、対象者は、本公開買付価格として提案した3,250円は、事業計画に基づく対象者の本源的価値の下限から大きく乖離しているとして本公開買付価格の引き上げを要請したとのことです。

対象者からのかかる要請を受けて、C&Dは、2024年2月29日に第2回提案を行いました。なお、C&Dが第2回提案において本公開買付価格として提案した3,315円は第1回提案の提出日(2024年2月26日)の直前営業日である2024年2月22日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,600円に対して27.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,474円に対して33.99%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。その後、対象者は、本公開買付価格として提案した3,315円は、事業計画に基づく対象者の本源的価値の下限から大きく乖離していることに加え、対象者が2020年9月28日に東京証券取引所ジャスダック市場への上場時における公開価格を考慮した価格ではないことから本公開買付価格の引き上げを要請したとのことです。これを受けて、C&Dは、2024年3月11日に対象者に対し、対象者の要請を受け、上場時における公開価格を検討したもの、C&Dとしては直近の株式市場における対象者株価の水準は、多くの投資家が参加して形成される客観性の高い指標であり、対象者の将来性や収益性などの情報が総合的に反映されたものであり、直近の株式市場における対象者株価の水準を基に公開買付価格を検討し、提案している旨の回答を行いました。

その後、2024年3月13日、対象者から、第三者算定機関による対象者株式の株式価値の試算結果、対象者株式の市場株価の動向及び過去の類似する取引において付与されたプレミアムの実例等を勘案し、本公開買付価格を4,000円とする要請をしたとのことです。これを受け、2024年3月20日、C&Dは、対象者に対して、上記対象者からの要請を真摯に検討した結果、本公開買付価格について3,606円とする旨を提案(以下「第3回提案」といいます。)しました。なお、C&Dによれば、第3回提案において本公開買付価格として提案した3,606円は第3回提案の提出日(2024年3月20日)の直前営業日である2024年3月19日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の過去6ヶ月間の終値単純平均値2,404円(なお、対象者株式の取引が行われていない2023年10月25日の終値は、前営業日である2023年10月24日の終値を使用して終値単純平均値を計算しております。)に対して50.00%のプレミアムを加えた価格です。その後、2024年3月22日、対象者から、依然として少数株主の期待に十分に応えられる水準には達していないことから、少数株主の期待に十分に応えられる水準に近づけるべく本公開買付価格の引き上げを要請されました。これまでの協議・交渉を踏まえ、C&Dは、2024年3月25日に本公開買付価格を3,800円、第1回新株予約権買付価格を62,840円、第2回新株予約権買付価格を46,000円、第3回新株予約権買付価格を46,000円、第4回新株予約権買付価格を46,000円、第5回新株予約権買付価格を2,250円とする最終提案を行うに至りました。なお、最終提案において本公開買付価格として提案した3,800円はかかる最終提案の提出日(2024年3月25日)の直前営業日である2024年3月22日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の過去6ヶ月間の終値単純平均値2,421円(なお、対象者株式の取引が行われていない2023年10月25日の終値は、前営業日である2023年10月24日の終値を使用して終値単純平均値を計算しております。)に対して56.96%のプレミアムを加えた価格であり、対象者株式の過去3ヶ月間の終値単純平均値2,636円に対して44.16%のプレミアムを加えた価格です。

その後、2024年3月26日、対象者はC&Dに対し、本公開買付価格を3,800円、第1回新株予約権買付価格を62,840円、第2回新株予約権買付価格を46,000円、第3回新株予約権買付価格を46,000円、第4回新株予約権買付価格を46,000円、第5回新株予約権買付価格を2,250円とすることに同意する旨を書面で回答したことです。

以上の検討・交渉過程において、本特別委員会は、適宜、対象者や対象者のアドバイザーから報告を受け、確認及び意見の申述等を行っているとのことです。

具体的には、対象者は、対象者株式価値算定書(下記「(iii)対象者の意思決定の内容」に定義します。)をSBI証券から取得する上で、また、公開買付者から本公開買付価格等についての提案を受領する上で、2024年6月期から2027年6月期までの事業計画(以下「本事業計画」といいます。なお、長谷川氏は本事業計画の作成に関与していないとのことです。)を策定したことですが、その内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について、本特別委員会の確認を受け、その後に公開買付者に提示したとのことです。

また、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるSBI証券は、C&Dとの交渉に当たって、本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、また、C&Dから本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、その指示に従って対応を行っているとのことです。

(iii) 対象者の意思決定の内容

以上の経緯のもとで、対象者は、2024年3月28日開催の取締役会において、SBI証券から2024年3月27日付で取得した株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)の内容、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた本公開買付けに関する意思決定に当たっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた2024年3月27日付の答申書(以下「本答申書」といいます。)の内容を最大限に尊重しながら(本答申書の概要については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)、本取引により対象者の企業価値向上を図ることができるか、本公開買付価格等を含む本取引に関する諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

対象者は、新型コロナウイルスは対象者を取り巻く事業環境に大きな変化を与えており、インバウンド需要の減少により健康食品の需要が低下した一方で、オキシクリーン(OXICLEAN)の需要が増加したことにより、対象者のリソースがオキシクリーン(OXICLEAN)事業に集中する等対象者の事業ポートフォリオの偏重が大きくなつたと考えているとのことです。すなわち、C&Dとの本独占販売契約に基づき販売を行っているオキシクリーン(OXICLEAN)ブランドの製品の売上が2023年6月期における対象者の全売上高に占める割合が80%超となっており、C&Dとの本独占販売契約が対象者の事業継続に大きな影響を及ぼしており、対象者は偏重解消に向けて対象者独自商品の販売拡大や新商品投下等の取り組みを行う必要性を認識しているとのことです。また、現在オキシクリーン(OXICLEAN)の本独占販売契約はOEM先と直接の交渉が認められていないとのことです。

さらに、現状、オキシクリーン(OXICLEAN)に関して、株式会社True Dataの提供する消費者の購買情報データベースEagle Eyeによれば、粉末洗剤市場における対象者の市場シェアは65%であり、粉末洗剤市場におけるシェアが1位となっておりますが、オキシクリーン(OXICLEAN)の類似商品による影響も大きくなっているとのことです。他方、対象者の取扱い商品であるWF(ウィズフェム)(注3)は他社製品の例からも成長余地があり、また、FM(フットメジ)(注4)に関してはフットケア市場が小さいため、ユーザー層を拡げ、市場規模全体を大きくしていく必要があると認識しているとのことです。

(注3) 「WF(ウィズフェム)」とは、女性特有の健康の問題に寄り添うことを目的として製品化した製品のことをいい、下腹部を温める温熱パッド、ナチュラルハーブ配合のサプリメント及び入浴料を展開しているとのことです。

(注4) 「FM(フットメジ)」とは、足の裏の汚れ、角質を落とすことを目的として製品化した製品のことをいい、足用固形石けん、足用液体せっけん及び足用ブラシを展開しているとのことです。

上記の課題に対して、対象者は、協議及び検討を行った結果、以下の点において、本取引は対象者の企業価値向上に資するとの結論に至ったとのことです。

C&Dは、対象者と本取引に関する協議を開始した当初から一貫して、対象者に対して、本取引と本独占販売契約は別案件であることを明確にしており、本取引に関する協議と並行して本独占販売契約の更新や条件について議論することは行っていないものの、対象者の主力商品であるオキシクリーン(OXICLEAN)ブランドの製品の仕入において、C&Dのグループ会社になることで、本独占販売契約の更新のリスクが解消され、事業継続の安定性が大幅に改善されると考えているとのことです。また、現在オキシクリーン(OXICLEAN)の販売代理店契約はOEM先と直接な交渉が不可能となっており、本取引を通じてC&Dのグループ会社になることにより、OEM先との直接的な交渉が可能となり、オキシクリーン(OXICLEAN)のクオリティー向上の可能性も期待できるとのことです。そして、C&Dの本社とより密接かつ円滑にコミュニケーションを取ることが可能となり、2024年3月6日に販売開始された液体型オキシクリーン(オキシクリーンパワーリキッド)のように日本市場に特化した新商品の開発が容易になり、消費者のニーズにより充実して応えられるだけではなく、対象者の今後の成長可能性の拡大など、対象者の中核事業であるオキシクリーン(OXICLEAN)において本取引により期待できるシナジーが大きいと判断したとのことです。オキシクリーン(OXICLEAN)以外の対象者自社商品においても、C&Dのブランドやグローバル流通網等のリソースの利用が可能になることで海外展開への機会を得られるとのことです。

また、財務面に関しては、オキシクリーン(OXICLEAN)の仕入に係る為替リスクをC&Dのファイナンス部門の施策により軽減可能になり、対象者の財務面でのリスクをコントロール可能し、財務面の柔軟性が現状よりも向上することが期待できるとのことです。

更に、人材採用の側面においても、C&Dグループのグローバルでの信用力・ブランド力が、優秀な人材の獲得に資することになると考えているとのことです。また、本取引実現後の対象者の従業員はC&Dグループ内の人材育成に係るリソースを利用可能となり、人的資源としての価値向上も期待できることやC&Dグループが有するグローバルな役職員のネットワークの恩恵を享受することになるとのことです。加えて、公開買付者の親会社であるC&Dはニューヨーク証券取引所に上場されている巨大企業であり、高い水準のコーポレートガバナンス体制を持っていることから対象者のガバナンスの強化にも繋がるとのことです。

なお、対象者株式の非公開化により、対象者は、資本市場からエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社であることに伴う社会的な信用の向上といったこれまで上場会社として享受してきたメリットを喪失することになるとのことです。しかしながら、基本的には今後の事業を営むことに当たって借入以外で資金調達を必要としない対象者の現在の財務状況及び昨今の間接金融における低金利環境等を考慮すると、当面の間、エクイティ・ファイナンスの必要性は高くはなく、公開買付者の親会社であるC&Dからの財務的なサポートを考慮すると非公開化によりエクイティ・ファイナンスによる資金調達機会を喪失するということは本取引によるシナジーより小さいと判断したことです。また、対象者における人材採用面で重要となる対象者の知名度・ブランド力や社会的な信用は事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きく、必ずしも非上場化することでブランド力等を失うわけではないこと、また上記のとおり、本取引の実行後はC&Dの知名度・ブランド力や社会的な信用を人材採用で活用することができる考え方から、今後も継続して対象者株式の上場を維持する必要性は限定的であると考えているとのことです。

また、対象者は、以下の点から、本公開買付価格である1株当たり3,800円は対象者の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したことです。

- (ア) 本公開買付価格が、対象者において、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、公開買付者との間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であること
- (イ) 本公開買付価格が、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii) 対象者株式に係る算定の概要」に記載のSBI証券による対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価法に基づくレンジの上限値を超えるか、かつ、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づくレンジに収まる水準となっていること
- (ウ) 公開買付期間は30営業日と法令上の最短期間である20営業日よりも長期の期間が設定される予定であること、公開買付け予定の公表から実際の公開買付け開始までの期間が長期にわたるため、少数株主の本公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及び公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されていること
- (エ) 本取引において、本スクイーズアウト手続の際に株主に対価として交付される金銭は、本公開買付価格に本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定される予定であることから、少数株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮されていること
- (オ) 本公開買付価格その他本公開買付けの条件は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、本取引の条件(本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。)の妥当性が確保されていることが認められると判断されていること

また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に、当該各本新株予約権1個の目的となる対象者株式数(各新株予約権1個につき100)を乗じた金額とされることが予定されており、上記のとおり、本公開買付価格はその価格の妥当性が否定される水準ではないと評価できるものと考えられるところ、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と各本新株予約権の行使価額との差額により算定されていることから、本新株予約権価格についてもその価格の妥当性が否定される水準ではないと判断したとのことです。

以上より、対象者は、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格等を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2024年3月28日開催の取締役会において対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明すると共に、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。また、対象者は、上記決議に際して、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、本特別委員会が対象者取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議していたとのことです。

その後、C&Dは、対象者に対し、2024年4月8日にC&Dによる公開買付者名義の上記銀行口座の開設が完了したことから、本公開買付けを2024年4月15日から開始することとしている旨を連絡しました。

かかる連絡を受け、対象者は、2024年4月11日に開催された本特別委員会において、対象者、C&D及び公開買付者の状況等の情報を共有したことです。また、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、追加諮問事項について慎重に検討した結果、2024年4月11日付で、対象者取締役会に対して、本答申書における本特別委員会の意見に変更はないことを内容とする追加答申書を提出したとのことです。

その上で、対象者は、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本書提出日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、上記の各取締役会においては、対象者の取締役のうち、長谷川氏は対象者の筆頭株主であり、公開買付者と本応募契約を締結していることから、利益相反の問題による影響を受けるおそれ可能な限り排除し、本取引の公正性を担保する観点から、本取引の検討に関する審議及び決議に一切参加しておらず、また、対象者の立場において、本取引に関して、公開買付者との協議及び交渉に一切関与していないとのことです。上記取締役会決議の詳細は、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

③ 本公開買付け後の経営方針

C&Dは、本公開買付けが成立した場合、本取引実施後の経営方針については、対象者と十分に議論の上、その意向を尊重することを基本方針としながらも、対象者がこれまで築き上げてきた事業基盤を活かしつつ、C&Dが有する経営資源により、中長期的な視点に基づく積極的な経営資源の投入を行うことで、対象者の更なる企業価値向上を目指すことを想定しております。

また、C&Dは、C&Dが指名する者複数名を対象者の役員に就任させることを想定しておりますが、現時点で決定している事項はなく、本公開買付け成立後、対象者との間で協議・検討の上、方針を決定する予定です。なお、対象者の取締役のうち、長谷川氏は、本公開買付け成立後に対象者の取締役を辞任し、対象者のアドバイザーに就任する予定です。その具体的な条件等はC&Dと長谷川氏で今後協議予定です。C&Dは、第1回意向表明書において、対象者の日常業務に従事する従業員にも、本公開買付け成立後も、引き続き対象者の事業の発展に尽力いただきたいと考えており、本公開買付け成立後1年間、対象者の従業員(派遣社員及びパートタイマーを除く。)の雇用を維持する意向を確認しています。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在、対象者は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)取引にも該当しません。もっとも、公開買付者は、長谷川氏との間で長谷川氏の所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することを内容とする応募契約を締結する意向があつたこと及び本公開買付けの成立後においても長谷川氏が対象者のアドバイザーに就任予定であることから、長谷川氏と対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性もあることを踏まえ、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保し利益相反を回避すべく、以下の措置を講じております。また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。なお、本応募契約の詳細については、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

① 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者における意思決定の過程及び理由」の「(i) 公開買付者及びC&Dからの提案並びに検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、対象者は、2023年6月22日に開催された取締役会における決議により、本特別委員会を設置したことですが、対象者は、本特別委員会の委員の候補者が、公開買付者、C&D、長谷川氏及び対象者からの独立性を有すること、並びに本取引の成否に関して一般株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、本特別委員会の委員の候補者と協議し、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を得て、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、中尾田隆氏(対象者社外取締役(監査等委員))、池田良介氏(対象者社外取締役)、前川研吾氏(対象者社外取締役(監査等委員))及び川渕純治氏(対象者社外取締役(監査等委員))の4名を本特別委員会の委員の候補として選定したとのことです。

その上で、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者における意思決定の過程及び理由」の「(i) 公開買付者及びC&Dからの提案並びに検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、2023年6月22日開催の取締役会における決議により本特別委員会を設置するとともに、2023年7月19日に本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問したことです。

また、対象者取締役会は、本特別委員会への諮問にあたり、(a)本取引に関する対象者取締役会の意思決定は特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、対象者取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しないものとすること、(b)本取引に係る調査(本取引に關係する対象者の役員若しくは従業員又は本取引に係る対象者のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明を求めるなどを含む。)を行うことができる権限を付与すること、(c)対象者に対し、(i)本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を買収候補者に伝達すること、及び(ii)本特別委員会自ら買収候補者(本取引に関与するその役職員及び本取引に係るそのアドバイザーを含む。)と協議する機会の設定を要望することができる権限を付与すること(なお、本特別委員会よりかかる要望を受領した場合には、対象者は本特別委員会の要望を実現するよう最大限努力するものとする。)、(d)対象者が選任したアドバイザーの独立性に問題があると判断した場合、対象者が選任したアドバイザーを承認しないことができる権限を付与すること(そのような場合、対象者は本特別委員会の意向を最大限尊重しなければならないものとする。)、(e)対象者の費用で、本特別委員会独自のアドバイザーを選任できる権限を付与すること等を決議しているとのことです。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定の月額報酬を支払うものとしているとのことです。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2023年9月7日から2024年3月27日までの間に合計15回、約19時間にわたって開催され、また、本特別委員会の期日間では隨時電子メールにて、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行したとのことです。

具体的には、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSBI証券並びに対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、公開買付者、C&D、長谷川氏及び対象者の関連当事者には該当しないこと、及び本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないこと、その他本取引における独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認したことです。

さらに、本特別委員会は、下記「④ 対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり対象者が社内に構築した本取引の検討体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認をしたことです。その上で、本特別委員会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っているとのことです。また、本特別委員会は、対象者が作成した本事業計画について、対象者からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。

本特別委員会は、対象者から、本取引の目的や意義、対象者事業に対する影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施し、公開買付者に対して質問事項を提示し、公開買付者から、本取引の目的及び背景、本取引後の経営方針等についてインタビュー形式により質疑応答を実施しているとのことです。

加えて、下記「③ 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、SBI証券は、本事業計画を前提として対象者株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、SBI証券から、対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。

また、本特別委員会は、対象者のC&Dとの交渉について、隨時、対象者及びSBI証券から報告を受け、審議・検討を行い、対象者の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べたとのことです。具体的には、本特別委員会は、C&Dからの本公開買付価格等に関する提案を受領次第、それぞれについて報告を受け、SBI証券から対応方針及びC&Dとの交渉方針等についての分析・意見を聴取した上で、検討を行ったとのことです。その上で、本特別委員会は対象者に対し、これらのいずれに際しても、C&Dに対して、本公開買付価格の再検討を要請することとしたいとの対象者の意向について異議がない旨の意見を述べるとともに、対象者としての本取引の意義・目的を達するためにC&Dとの間で協議すべき事項について意見を述べる等、対象者とC&Dとの間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程の全般において関与したとのことです。その結果、対象者は、2024年3月25日、C&Dから、本公開買付価格を1株当たり3,800円とすることを含む提案を受け、結果として、合計4回の提案を受け、最初の価格提案から16.92%(小数点以下第三位を四捨五入しております。)の価格の引き上げを受けるに至っているとのことです。

さらに、本特別委員会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、複数回、対象者が公表又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、適切な情報開示がなされる予定であることを確認しているとのことです。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に検討・協議を重ねた結果、2024年3月27日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しているとのことです。

(a) 答申内容

1. 本取引の目的は合理性を有する(本取引が対象者の企業価値向上に資する)ものと認められる。
2. 本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。)が確保されているものと認められる。
3. 本取引の手続の公正性が確保されているものと認められる。
4. 上記1から3を踏まえて、現時点において、対象者取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者の株主及び本新株予約権者に本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことは相当であり、対象者取締役会が本取引の実施(本取引において公開買付けが実施される場合、当該公開買付けに係る意見表明を行うことを含む。)を決定することが対象者の少数株主に不利益でないと認められる。

(b) 答申理由

1. 本諮問事項(ア)(本取引の目的は合理性を有するか(本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。))に対する答申

以下の点に鑑みると、本取引によるシナジーによって対象者の企業価値の向上が見込まれるという判断は合理的なものであり、また、本取引による対象者の企業価値向上に対する重大な支障となる事情は認められないため、本取引の目的は合理性を有するものと認められる。

(1) 対象者における事業環境及び経営課題の認識

- ・ 対象者によれば、新型コロナウイルスは対象者を取り巻く事業環境に大きな変化を与えており、インバウンド需要の減少により健康食品の需要が低下した一方で、オキシクリーン(OXICLEAN)の需要が増加したことにより、対象者のリソースがオキシクリーン(OXICLEAN)事業に集中する等対象者の事業ポートフォリオの偏重が大きくなったとのことである。すなわち、C&Dとの本独占販売契約に基づき販売を行っているオキシクリーン(OXICLEAN)ブランドの製品の売上が2023年6月期における対象者の全売上高に占める割合が80%超となっており、C&Dとの本独占販売契約が対象者の事業継続に大きな影響を及ぼしており、対象者は偏重解消に向けて対象者独自商品の販売拡大や新商品投下等の取り組みを行う必要性を認識しているとのことである。また、現在オキシクリーン(OXICLEAN)の本独占販売契約はOEM先と直接の交渉が認められていないとのことである。
- ・ 現状、オキシクリーン(OXICLEAN)に関して、株式会社True Dataの提供する消費者の購買情報データベースEagle Eyeによれば、粉末洗剤市場における対象者の市場シェアは65%であり、マーケットリーダーとなっているが、オキシクリーン(OXICLEAN)の類似商品による影響も大きくなっているとのことである。他方、対象者の取扱い商品であるWF(ウィズフェム)は他社製品の例からも成長余地があり、また、FM(フットメジ)に関してはフットケア市場が小さいため、ユーザー層を拡げ、市場規模全体を大きくしていく必要があると認識しているとのことである。
- ・ 財務面に関しては、原料高による原価率上昇と為替相場も対象者の利益に大きな影響を与えるようになり、コスト削減が課題となっているとのことである。また、人材採用や育成について、対象者社の成長可能性を見据えて更なる強化を行う必要があると認識しているとのことである。

(2) 本取引により想定されるシナジー等

ア 対象者が想定するシナジー

- ・ 対象者によれば、対象者の主力商品であるオキシクリーン(OXICLEAN)ブランドの製品の仕入において、C&Dのグループ会社になることで、本独占販売契約の更新のリスクが解消され、事業継続の安定性が大幅に改善されることである。また、本取引を通じてC&Dのグループ会社になることにより、OEM先との直接的な交渉が可能となり、オキシクリーン(OXICLEAN)のクオリティー向上の可能性も期待できるとのことである。そして、C&Dの本社とより密接かつ円滑にコミュニケーションを取ることが可能となり、2024年3月6日に販売開始された液体型オキシクリーン(オキシクリーンパワーリキッド)のように日本市場に特化した新商品の開発が容易になり、消費者のニーズにより充実して応えられるだけではなく、対象者の今後の成長可能性の拡大など、対象者の中核事業であるオキシクリーン(OXICLEAN)において本取引により期待できるシナジーが大きいとのことである。オキシクリーン(OXICLEAN)以外の対象者自社商品においても、C&Dのブランドやグローバル流通網等のリソースの利用が可能になることで海外展開への機会を得られるとのことである。また、財務面に関しては、オキシクリーン(OXICLEAN)の仕入れに係る為替リスクをC&Dのファイナンス部門の施策により軽減可能になり、対象者の財務面でのリスクをコントロール可能にし、財務面の柔軟性が現状よりも向上すると期待できることである。さらに、人材採用の側面においても、C&Dグループのグローバルでの信用力・ブランド力が、優秀な人材の獲得に資することになると考えているとのことである。また、本取引実現後の対象者の従業員はC&Dグループ内の人材育成に係るリソースを利用可能となり、人的資源としての価値向上も期待できることやC&Dグループが有するグローバルな役職員のネットワークの恩恵を享受することになるとのことである。加えて、公開買付者の親会社であるC&Dはニューヨーク証券取引所に上場されている巨大企業であり、高い水準のコーポレートガバナンス体制を持っていることから対象者のガバナンスの強化にも繋がることである。

- ・ 上記の対象者より説明を受けたシナジーの内容に不合理な点は見当たらず、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるという対象者の判断は合理的なものであると考えができる。

イ C&Dが想定するシナジー

- ・ C&Dとしては、本取引は(i)日本におけるC&Dのブランド・ポートフォリオの拡大、(ii)対象者の成長を促進させるリソース及び機能の活用並びに(iii)上場維持に関するリソースの削減というメリットをもたらすと考えている。また、対象者によれば、対象者としても、本取引により、上記シナジーの創出を見込むことができる。
- ・ 上記の想定されるシナジーの内容は、相互に矛盾する点や明らかに客観的事実に反している点は見当たらず、合理的なものであると考えられる。

(3) 本取引により想定されるデメリット

- ・ 対象者によれば、対象者株式の非公開化により、対象者は、資本市場からエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社であることに伴う社会的な信用の向上といったこれまで上場会社として享受してきたメリットを喪失することになるとのことである。しかしながら、基本的には今後の事業を営むことに当たって借入以外で資金調達を必要としない対象者の現在の財務状況及び昨今の間接金融における低金利環境等を考慮すると、当面の間、エクイティ・ファイナンスの必要性は高くはなく、公開買付者の親会社であるC&Dからの財務的なサポートを考慮すると非公開化によりエクイティ・ファイナンスによる資金調達機会を喪失するということは本取引によるシナジーより小さいとのことである。また、対象者における人材採用面で重要なとなる対象者の知名度・ブランド力や社会的な信用は事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きく、必ずしも非上場化することでブランド力等を失うわけではないこと、また上記のとおり、本取引の実行後はC&Dの知名度・ブランド力や社会的な信用を人材採用で活用することができると考えることから、今後も継続して対象者株式の上場を維持する必要性は限定的であると考えているとのことである。
- ・ このような上場廃止に伴うデメリットは限定的であり、本取引により創出されることが見込まれるシナジーの方が大きいという対象者の判断については特段不合理な点はないものと考えられる。

2. 本諮詢事項(イ)(本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。)が確保されているか)に対する答申

以下の点により、本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。)が確保されているものと認められる。

- ・ 対象者において、本取引の条件、本公開買付価格等の公正性・妥当性を確保するために、その検討及び判断に際して、対象者株式の株式価値の算定のための独立の第三者算定機関を選任し、当該第三者算定機関から株式価値算定書を取得した上で、当該株式価値算定書を参考としていること
- ・ 当該第三者算定機関作成の株式価値算定書の結論に至る計算過程について、その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられること
- ・ 上記算定の内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられること、また当該算定の前提となっている対象者の事業計画の内容に関する対象者及び第三者算定機関から本特別委員会に対する説明を踏まえ、本特別委員会においても、対象者の事業計画の作成経緯及び対象者の現状を把握した上で、それらに照らし不合理な点がないかという観点から事業計画の合理性を確認しており、結論として当該事業計画に不合理的な点は見当たらないこと
- ・ これらを踏まえ、当該第三者算定機関作成の株式価値算定書について、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられること
- ・ また、当該株式価値算定書を基礎として対象者においても本取引の必要性及びメリット、対象者の今後の事業への影響といった事情等を全般的に考慮した上で、本公開買付価格等の検討等を行ってきたといえること
- ・ 対象者において、経験豊富なファイナンシャル・アドバイザー(兼第三者算定機関)を起用し、本公開買付価格等を含む本取引全般の条件交渉を実施したといえること

- ・ 対象者において第三者算定機関から取得した株式価値算定書を前提に、対象者と公開買付者との間で合意された本公開買付価格は、DCF法による算定との関係では算定レンジの範囲内の価格となっており、他の方法による算定との関係では算定結果を超えていること
 - ・ 本公開買付価格は、2024年3月27日(以下、本段落において「直前日」という。)までの東京証券取引所における対象者株式の終値に対して、直前日の終値で37.48%、直前日の過去1カ月の平均終値で29.43%、直前日の過去3カ月の平均終値で43.34%、直前日の過去6カ月の平均終値で56.12%のプレミアムを加えた金額となっている。過去の類似事例(具体的には、M&A指針の公表後である2019年7月以降に公表され、2024年2月29日までに成立した、公開買付者が対象者との資本関係がなく、対象者を完全子会社化とする事例)におけるプレミアムの実例(MBO、公表日の前日以前にリーク報道がなされた事例及び不成立、中止又は撤回となった事例を除く、45件。)における、公表日の前営業日の終値、公表日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、公表日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び公表日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値に対する各プレミアムの中央値により算出したプレミアム水準(公表日の前営業日の終値に対して42.64%、公表日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して41.51%、公表日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して41.66%及び公表日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して54.02%の数値)を踏まえると、本公開買付価格に付されたプレミアムは特段異なる水準を提示しているものとは考えられず、十分に合理的水準であると推定されること
 - ・ 本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に、当該各本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とされることが予定されている。上記のとおり、本公開買付価格はその価格の妥当性が否定される水準ではないと評価できるものと考えられるところ、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と各本新株予約権の行使価額との差額により算定されていることから、本新株予約権買付価格についてもその価格の妥当性が否定される水準ではないと評価できること
 - ・ これらの対象者における対応は、本公開買付けを含む本取引の条件とりわけ本公開買付けの対価である本公開買付価格等の公正性・妥当性を確保し、またこれらに関する対象者の判断及び意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性を有するものと考えられること
 - ・ さらに、対象者からの説明によれば、本スクイーズアウト手続の条件に関しても、今後特段の事情が無い限り、本公開買付価格等と同一の価格を基準として算定、決定する予定であること
 - ・ この点、本スクイーズアウト手続は、本公開買付けの後、本公開買付けに続く手続として行われることが予定されているもの(いわゆる二段階買収としての手続)であり、時間的に近接した両手続における取引条件が同一のものとなるようにすることは合理的と考えられること
3. 本諮問事項(ウ)(本取引の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)が確保されているか)に対する答申

以下の点により、本取引の手続の公正性が確保されているものと認められる。

- ・ 対象者は本取引への対応を検討するに当たり、対象者における検討及び意思決定の過程に対する長谷川氏、公開買付者及びC&Dの影響を排除するべく、対象者、長谷川氏、公開買付者及びC&Dのいずれからも独立した本特別委員会を設置していること
- ・ 本特別委員会の委員は、社外取締役1名及び社外取締役(監査等委員)3名の全4名で構成されていること
- ・ さらに当該社外取締役(監査等委員)が本特別委員会委員の互選により同委員会の委員長に選定されていること
- ・ 対象者は、本取引に関する法的助言(いわゆる公正性担保措置及び利益相反回避措置に係る助言を含む。)を得るべく、対象者、長谷川氏、公開買付者及びC&Dのいずれからも独立した法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任していること、またアンダーソン・毛利・友常法律事務所の上記独立性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認していること

- ・ 対象者は、本取引への対応を検討するに当たり、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格等の公正性を確保すべく、対象者株式に係る株式価値の算定を、対象者、長谷川氏、公開買付者及びC&Dのいずれからも独立した第三者算定機関であるSBI証券へ依頼した上で、同社作成の対象者株式価値算定書を取得していること、またSBI証券の上記独立性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認していること
- ・ 対象者は、公開買付者の連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、C&Dとの本独占販売契約に基づき販売を行っているオキシクリーン(OXICLEAN)ブランドの製品の売上が2023年6月期における対象者の全売上高に占める割合が80%超となっており対象者の主力製品となっていることから、公開買付者の親会社であるC&Dとの契約が対象者の事業継続に大きな影響を及ぼすこと、対象者の代表取締役社長CEOである長谷川氏は対象者の筆頭株主であり、最終的に公開買付者との間で応募契約を締結する可能性があり、長谷川氏と対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性もあること等を考慮し、本取引に関する対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する必要がある旨を認識して、公開買付者、C&D及び長谷川氏から独立した立場で、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断を行う体制(本公開買付けの検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)を対象者の社内に構築しております、上記独立性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認していること
- ・ 対象者とC&Dとの間の協議及び交渉の方針に関して、対象者及び対象者のファイナンシャル・アドバイザーでもあるSBI証券から本特別委員会に対して交渉方針等の説明が行われた上で、本特別委員会において確認された当該交渉方針の下にC&Dとの交渉が進められたこと
- ・ 対象者とC&Dとの間の協議及び交渉の具体的な状況についても、適時に本特別委員会への報告が行われてきており、かつ特に本公開買付価格等に関する交渉の重要な局面においては、当該報告の内容を踏まえ本特別委員会から対象者及び対象者のファイナンシャル・アドバイザーに対して意見を述べるとともに、必要と考えられる交渉の要請等を行うなど、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格等の交渉過程に本特別委員会が実質的に関与可能な体制が確保されていること
- ・ その上で、条件の妥当性及び公正性並びに現実性といった事情について、対象者において全般的な検証を重ねた上で、C&Dとの複数回に及ぶ協議を経て本公開買付価格等に関する、今般取締役会決議が予定されている価格についての最終的な調整が進められたこと
- ・ その後、最終的に対象者及びC&D間で本公開買付価格等を含む本取引の条件について合意するに至り、対象者において、当該合意された価格をもって、取締役会で決議を予定している本公開買付価格等となったこと
- ・ さらに、いわゆる二段階買収に関する事項についても、早期かつ詳細な開示及び説明が行われる予定であり、対象者の株主の適切な判断機会の確保に努めているといえること、その他公開買付者及び対象者が作成し開示する予定の各開示書類において、対象者の株主及び本新株予約権者が本公開買付けを含む本取引の各条件の妥当性等を判断するために必要かつ相当と考えられる情報が開示される予定となっていること
- ・ 利害関係を有する可能性のある対象者取締役について、対象者における本取引の検討に加わっておらず、今後開催される本取引に関する取締役会の審議及び決議にも参加しない予定であることなど、意思決定過程における恣意性の排除に努めているといえること
- ・ 公開買付期間は30営業日と法令上の最短期間である20営業日よりも長期の期間が設定される予定であること、また対象者は公開買付者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するようないわゆる取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者と接触することを制限するような内容の合意を行っていないこと等から、いわゆる消極的なマーケット・チェックの観点において特段不合理な状況には無いものと考えられること。なお、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェックに関しては、情報管理の観点等から実務上その実施は必ずしも容易とは言えず、従って本取引においてもそのような対応が行われていないことのみをもって、マーケット・チェックの点で不合理な状況が生じるものでは無いと考えられること

- ・ 本取引においては、対象者株式の非公開化のために、いわゆる二段階買収の手続が予定されている（現状、株式等売渡請求又は株式併合の手続によることが予定されている。）。この点、株式等売渡請求に関する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、裁判所に対して売買価格決定の申立てができる旨が定められている。また、株式併合に関する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、所定の条件のもと、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する対象者株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められている。かかる申立てが行われた場合の価格の決定は、最終的には裁判所が判断することとなり、対象者の少数株主においては、これらの手続を通じて経済的な利益の確保を図ることが可能とされていること。なお、本新株予約権者においても、株式等売渡請求を行う際には裁判所に対する新株予約権の売渡価格の決定の申立てが可能であり、株式併合を行う際には、公開買付者は対象者に本新株予約権の取得その他本取引の実行に必要な合理的な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定していること。
 - ・ 以上のとおり、本取引の条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること。
4. 本諮詢事項(エ)(上記(ア)から(ウ)を踏まえ、対象者取締役会が本取引の実施(本取引において公開買付けが実施される場合、当該公開買付けに係る意見表明の内容を含む。)を決定することが対象者の少数株主に不利益でないと考えられるか)に対する答申
- 以下の点により、上記1から3を踏まえて、現時点において、対象者取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者の株主及び本新株予約権者に本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことは相当であり、対象者取締役会が本取引の実施(本取引において公開買付けが実施される場合、当該公開買付けに係る意見表明を行うことを含む。)を決定することが対象者の少数株主に不利益でないと認められる。
- ・ 1. 本取引の目的が合理的と認められる(本取引が対象者の企業価値向上に資する)ものと考えられること、2. 本取引の取引条件の妥当性が確保されているものと考えられること、3. 本取引の手続の公正性が確保されているものと考えられることからすると、現時点において、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことは相当であり、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、これに反する事情は現時点において特段見当たらず、従って本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられること

その後、対象者は、C&Dより、2024年4月8日にC&Dによる公開買付者名義の銀行口座の開設が完了したことから、本公開買付けを2024年4月15日から開始することとしている旨の連絡を受けたとのことです。

対象者は、2024年4月11日に開催された特別委員会において、対象者、C&D及び公開買付者の状況等の情報を共有したとのことです。本特別委員会は、2024年4月11日開催の特別委員会において、2024年3月28日以降本取引に影響を及ぼしうる重要な状況変化が発生しているかに関する事実関係(本取引のスキーム及び取引条件に変更はない、対象者の株価は本公開買付価格を上回っていない等)の確認等を行い、追加諮詢事項について慎重に検討した結果、2024年3月28日から2024年4月11日までの事情を勘案しても、2024年3月27日付で対象者の取締役会に対して表明した意見を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2024年4月11日に、委員全員一致の決議により、対象者取締役会に対して、本答申書における本特別委員会の意見に変更はないことを内容とする追加答申書を提出したことです。

② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者、C&D、長谷川氏及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するため講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのことです。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、公開買付者、C&D、長谷川氏及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。本特別委員会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

③ 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに対象者、C&D、長谷川氏及び公開買付者との関係

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者、C&D、長谷川氏及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSBI証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、SBI証券は、公開買付者、C&D、長谷川氏及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、本特別委員会は、第2回特別委員会において、SBI証券の独立性及び専門性に問題がないことから、対象者の第三者算定機関として承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることに異議がないことを確認しているとのことです。なお、対象者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置(具体的な内容については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」をご参照ください。)を踏まえると、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、SBI証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。また、本取引に係るSBI証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に対象者に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないとの判断から、上記の報酬体系によりSBI証券を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しているとのことです。

(ii) 対象者株式に係る算定の概要

SBI証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、対象者が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて対象者株式の株式価値を算定したとのことです。

SBI証券が上記の手法に基づき算定した対象者株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 2,434円から2,936円

類似会社比較法 : 2,119円から2,627円

DCF法 : 3,693円から4,423円

市場株価法では、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年3月27日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日終値2,764円、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,936円、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,651円及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,434円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を2,434円から2,936円と算定したとのことです。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を営む上場会社の市場株価及び収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を2,119円から2,627円と算定したとのことです。

DCF法では、対象者が作成した本事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、対象者が2024年6月期第3四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率(加重平均資本コスト)で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を3,693円から4,423円と算定したとのことです。

SBI証券がDCF法による算定に用いた対象者作成の本事業計画においては、対前年度比較で大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025年6月期において、オキシクリーン(OXICLEAN)や自社商品の販売戦略強化や物流費の見直しによるコスト抑制により、営業利益は473百万円(前期比プラス42.4%)が見込まれているとのことです。また、オキシクリーン(OXICLEAN)及び対象者独自商品の販売増加に対応するため、先行的に棚卸資産を確保する必要があることから2025年6月期において40百万円(前期比マイナス87.6%)、2026年6月期において121百万円(前期比プラス202.5%)、2027年6月期において191百万円(前期比プラス57.9%)のフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれてているとのことです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、財務予測には加味していないとのことです。

(iii) 本新株予約権に係る算定の概要

本新株予約権は、本新株予約権買付価格が、本公開買付価格である3,800円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に当該各本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額と決定されていることから、対象者は、本新株予約権の買付価格について第三者算定機関から算定書又は意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

なお、本新株予約権はいずれも、譲渡による取得については対象者取締役会の承認を要するものとされておりますが、対象者は、2024年3月28日開催の取締役会において、本新株予約権の新株予約権者の皆様が、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者から本公開買付けに応募のあった本新株予約権に限り、本公開買付けの成立を条件として、包括的に承認することを決議したとのことです。

④ 対象者における独立した検討体制の構築

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、公開買付者、C&D及び長谷川氏から独立した立場で、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断を行う体制(本公開買付けの検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、対象者は、2023年6月22日、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、長谷川氏について、対象者とC&Dとの間の本公開買付価格等を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程、検討及び判断に関与させないととしており、かかる取扱いを継続しているとのことです。また、2023年9月7日に開催された第1回特別委員会において、本特別委員会により、かかる検討体制につき独立性及び公正性の観点から問題がないことについて承認を受けているとのことです。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意事項についての法的助言、対象者株式価値算定書の内容、本特別委員会から入手した本答申書等を踏まえ、公開買付者による本公開買付けに関する諸条件の内容について慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2024年3月28日開催の対象者取締役会において、取締役8名のうち審議及び決議に参加した7名の取締役の全員一致で、本公開買付けに対して、同日における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者は、上記決議に際して、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、2024年3月27日付で本特別委員会が対象者取締役会に対して提出した本特別委員会の意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議していたとのことです。

その後、C&Dは、対象者に対し、2024年4月8日にC&Dによる公開買付者名義の上記銀行口座の開設が完了したことから、本公開買付けを2024年4月15日から開始することとしている旨を連絡しました。

かかる連絡を受け、対象者は、2024年4月11日に開催された本特別委員会において、対象者、C&D及び公開買付者の状況等の情報を共有したことです。また、上記「① 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、追加諮問事項について慎重に検討した結果、2024年4月11日付で、対象者取締役会に対して、本答申書における本特別委員会の意見に変更はないことを内容とする追加答申書を提出したことです。

その上で、対象者は、本書提出日開催の取締役会において、改めて、取締役8名のうち審議及び決議に参加した7名の取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったことです。

なお、上記の各取締役会においては、対象者の取締役のうち、長谷川氏は対象者の筆頭株主であり、公開買付者と本応募契約を締結していることから、利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除し、本取引の公正性を担保する観点から、本取引の検討に関する審議及び決議に一切参加しておらず、また、対象者の立場において、本取引に関して、公開買付者との協議及び交渉に一切関与していないとのことです。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接觸することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、これと比較して長期間である30営業日としております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間と比較して長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

(4) 本公開買付けに関する重要な合意

公開買付者は、2024年3月28日付で、長谷川氏との間で、長谷川氏が所有する対象者株式(390,900株、所有割合：39.06%)の全て(長谷川氏が所有する対象者株式の全てを指して、以下「応募対象株式」といいます。)を本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結しており、応募対象株式の全てについて、本公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しない旨を合意しております。その他本応募契約において、公開買付者と長谷川氏は、以下の内容を合意しております。

- ① 長谷川氏は、本応募契約の締結日後、決済の開始日までの間、応募対象株式等の譲渡、担保設定その他の処分、代理権その他委任状による権限授与、先買権、優先交渉権の付与、その他本取引と実質的に抵触し又は本取引の実行を困難にする取引若しくは取決め(以下「抵触取引」といいます。)及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わず、抵触取引の実行に加担する一切の行為を行わず、第三者から抵触取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知すること。また、長谷川氏は、本応募契約締結日以降、市場取引による買増しその方法及び理由の如何を問わず、対象者株式を取得してはならないこと。
- ② 長谷川氏は、本応募契約締結日から決済の開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合において、(i)抵触取引に関する議案、(ii)剰余金の配当その他の処分に関する議案、並びに(iii)可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるとき(株主提案による場合も含む。)は、応募対象株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使すること。
- ③ 長谷川氏は、本公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、決済の開始日以前の日を権利行使の基準日として決済の開始日後に対象者の株主総会が開催されるときには、当該株主総会における本公開買付けにより買い付けられた応募対象株式に係る議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、(i)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は(ii)公開買付者の指示に従って議決権を行使すること。また、長谷川氏は、上記(i)の場合、公開買付者が合理的に指定する日までに、かかる包括的な代理権を授与する旨の委任状に記名押印し、かかる委任状を公開買付者に交付し、かつ、長谷川氏はかかる代理権の授与をいかなる場合であっても撤回しないものとし、上記(ii)の場合、当該株主総会等における当該応募対象株式に係る議決権その他の一切の権利行使を、公開買付者の指示に従って行うものとし、かかる権利行使に公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執ること。

- ④ 長谷川氏は、本契約締結日以降、対象者の代表取締役社長の地位を維持するものとし、本公開買付けが成立した場合には、別途公開買付者が要請する時期に、対象者に対して、対象者の取締役及び代表取締役を辞任する旨の辞任届を提出すること。
- ⑤ 本契約締結日以降、公開買付者が対象者株式につき対象者の株主名簿上唯一の株主となるまでの間、長谷川氏は、(i) 対象者をして、本応募契約に明示的に定める事項及び公開買付者が事前に書面により同意した事項を除き、対象者をして従前の慣行に従った通常の業務の範囲内において業務を行わせるよう、対象者の代表取締役及び株主として合理的に可能な範囲で努力するとともに、(ii) 対象者をして公開買付者の事前の書面による承諾なくして対象者に運営に関して一定の行為を行わせないよう、対象者の代表取締役及び株主として合理的に可能な範囲で努力すること。
- ⑥ 長谷川氏は、対象者の代表取締役及び株主として、自ら又は対象者をして、(i) 本契約締結日後、決済の開始日までの間、本公開買付けの開始及び成立その他本公開買付けの遂行に必要な協力をし又は協力させ、また、(ii) 決済の開始日以降、本スクイーズアウト手続(対象者の臨時株主総会の開催を含む。)の実施に協力し又は協力させること。
- ⑦ 長谷川氏は、本公開買付けの成立後、上記④に従った長谷川氏による対象者の取締役及び代表取締役からの辞任と同日付で、対象者及び公開買付者との間で、当該日から3年間を超えない範囲で別途公開買付者及び長谷川氏が合意する期間、対象者のアドバイザーに就任することを内容とする、公開買付者及び長谷川氏が合理的に満足する様式及び内容による顧問契約を締結すること。
- ⑧ 長谷川氏は、本応募契約締結日以降、公開買付者の事前の書面による承諾なしに、対象者の株主総会の招集請求権(会社法第297条)、議題提案権(会社法第303条第1項及び第2項)及び議案提案権(会社法第304条、同法第305条第1項)その他の株主権を行使しないこと。
- ⑨ その他、(i) 長谷川氏は、本応募契約における自らの表明及び保証の違反又は義務の違反に起因又は関連して公開買付者が損害等を被った場合には、かかる損害等を公開買付者に対して補償すること(注5)、(ii) 公開買付者は、本応募契約における自らの表明及び保証の違反又は義務の違反に起因又は関連して長谷川氏が損害等を被った場合には、かかる損害等を長谷川氏に対して補償することを合意しております(注6)。
- (注5) 本応募契約において、長谷川氏は(i)権利能力、(ii)強制執行可能性、(iii)許認可等の取得、(iv)法令等との抵触の不存在、(v)倒産手続等の不存在、(vi)反社会的勢力との関係の不存在、及び(vii)応募対象株式に対する権利について表明及び保証を行っています。加えて、長谷川氏は、対象者に関する事項(設立及び存続、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得、株式等、子会社・関連会社の不存在、財務諸表、有価証券報告書等、法令等の遵守、許認可等、情報セキュリティ・情報保護、契約等、資産、知的財産権等、保険、公租公課、人事労務、訴訟等、長谷川氏との取引、反社会的勢力との関係の不存在、腐敗行為防止法令等の遵守、開示情報の正確性、インサイダー情報の不存在等に関する事項)について表明及び保証を行っています。
- (注6) 本応募契約において、公開買付者は(i)権利能力、(ii)契約の締結及び履行の権限等、(iii)強制執行可能性、(iv)許認可等の取得、(v)法令等との抵触の不存在、及び(vi)倒産手続等の不存在について表明及び保証を行っています。

なお、本応募契約においては、長谷川氏による応募の前提条件は存在せず、本応募契約以外に、長谷川氏との間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けにおいて長谷川氏が応募する対象者株式に係る対価以外に、本取引に関して公開買付者から長谷川氏に対して供与される利益は存在しません。なお、長谷川氏は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(3) 本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本公開買付け成立後に対象者のアドバイザーに就任する予定であり、その具体的な条件等はC&Dと長谷川氏で今後協議予定ですが、当該アドバイザー業務の提供に関して、C&D若しくは公開買付者又は対象者から長谷川氏に対し一定の報酬等が支払われる可能性があります。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

① 株式等売渡請求

本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に定める特別支配株主となる場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第179条に基づき、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。以下「売渡株主」といいます。)の全員に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)するとともに、併せて、本新株予約権者(公開買付者を除きます。以下「売渡新株予約権者」といいます。)の全員に対し、その所有する本新株予約権の全てを売り渡すこと(以下「新株予約権売渡請求」とい、株式売渡請求と併せて「株式等売渡請求」といいます。)を請求する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であり、新株予約権売渡請求においては、各新株予約権1個当たりの対価として各本新株予約権買付価格と同額の金銭を売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式等売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会の決議により当該株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主及び売渡新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、当該株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主全員からその所有する対象者株式の全部を取得し、売渡新株予約権者全員からその所有する本新株予約権の全てを取得します。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式等売渡請求がなされた場合には、取締役会にてかかる株式等売渡請求を承認する予定とのことです。株式等売渡請求がなされた場合については、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主及び売渡新株予約権者は、裁判所に対して、その所有する対象者株式又は本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができます。

② 株式の併合

本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、株式併合を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者の発行済株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合において、本公開買付けにおいて、本新株予約権の全部を取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得その他本取引の実行に必要な合理的な手続を実施することを要請し、又は実施する予定ですが、本書提出日現在においてその詳細は未定です。なお、対象者によれば、対象者は、当該要請を受けた場合には、これに協力する意向であるとのことです。

上記①及び②の各手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等によっては、実施に時間を使い、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、本公開買付けに応募されなかった本新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けにおける本新株予約権価格に当該新株予約権者が所有していた対象者の当該本新株予約権の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。もっとも、株式等売渡請求に関する売買価格の決定の申立て又は株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、対象者株式及び本新株予約権の売買価格又は株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取り扱いについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本スクイーズアウト手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2024年4月15日(月曜日)から2024年5月29日(水曜日)まで(30営業日)
公告日	2024年4月15日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	1株につき金3,800円
新株予約権証券	第1回新株予約権 1個につき金62,840円 第2回新株予約権 1個につき金46,000円 第3回新株予約権 1個につき金46,000円 第4回新株予約権 1個につき金46,000円 第5回新株予約権 1個につき金 2,250円
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	<p>(1) 普通株式</p> <p>公開買付者の親会社であるC&Dは、本公開買付価格を検討するにあたり、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、対象者の事業及び財務状況を多面的かつ総合的に分析いたしました。</p> <p>公開買付者の親会社であるC&Dは、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから2024年3月27日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の普通取引終値2,764円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値2,936円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値2,651円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値2,434円を参考にいたしました。さらに、対象者との協議・交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募の見通し、過去に行われた非公開化を目的とした公開買付けの際に買付価格に付与されたプレミアムの実例等を総合的に勘案し、最終的に2024年3月25日において本公開買付価格を1株当たり3,800円とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格は、上記決定日の前営業日である2024年3月22日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の過去6ヶ月間の終値単純平均値2,421円(なお、対象者株式の取引が行われていない2023年10月25日の終値は、前営業日である2023年10月24日の終値を使用して終値単純平均値を計算しております。)に対して56.96%のプレミアムを加えた価格であり、対象者株式の過去3ヶ月間の終値単純平均値2,636円に対して44.16%のプレミアムを加えた価格です。</p> <p>また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である2024年4月12日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値3,785円に対して0.40%のプレミアムを加えた価格です。</p> <p>なお、公開買付者の親会社であるC&D及び公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮しつつ、対象者との協議・交渉を踏まえて本公開買付価格を決定したため、第三者算定機関からの株式価値算定書を取得しておりません。</p> <p>(2) 本新株予約権</p> <p>① 第1回新株予約権</p> <p>第1回新株予約権は、本書提出日現在において、1株当たりの行使価額(658円)が本公開買付価格(3,800円)を下回っているため、公開買付者は、第1回株予約権1個当たりの買付け等の価格を本公開買付価格と1株当たりの行使価額との差額(3,142円)に、第1回新株予約権の目的となる対象者株式の数(20株)を乗じた金額である62,840円と決定いたしました。なお、公開買付者は、第1回新株予約権買付価格の決定に際し、本公開買付価格を基に算定していることから、第三者算定機関からの算定書を取得しておりません。</p> <p>② 第2回新株予約権</p> <p>第2回新株予約権は、本書提出日現在において、1株当たりの行使価額(1,500円)が本公開買付価格(3,800円)を下回っているため、公開買付者は、第2回株予約権1個当たりの買付け等の価格を本公開買付価格と1株当たりの行使価額との差額(2,300円)に、第2回新株予約権の目的となる対象者株式の数(20株)を乗じた金額である46,000円と決定いたしました。なお、公開買付者は、第2回新株予約権買付価格の決定に際し、本公開買付価格を基に算定していることから、第三者算定機関からの算定書を取得しておりません。</p>

	<p>③ 第3回新株予約権</p> <p>第3回新株予約権は、本書提出日現在において、1株当たりの行使価額(1,500円)が本公開買付価格(3,800円)を下回っているため、公開買付者は、第3回株予約権1個当たりの買付け等の価格を本公開買付価格と1株当たりの行使価額との差額(2,300円)に、第3回新株予約権の目的となる対象者株式の数(20株)を乗じた金額である46,000円と決定いたしました。なお、公開買付者は、第3回新株予約権買付価格の決定に際し、本公開買付価格を基に算定していることから、第三者算定機関からの算定書を取得しておりません。</p> <p>④ 第4回新株予約権</p> <p>第4回新株予約権は、本書提出日現在において、1株当たりの行使価額(1,500円)が本公開買付価格(3,800円)を下回っているため、公開買付者は、第4回株予約権1個当たりの買付け等の価格を本公開買付価格と1株当たりの行使価額との差額(2,300円)に、第4回新株予約権の目的となる対象者株式の数(20株)を乗じた金額である46,000円と決定いたしました。なお、公開買付者は、第4回新株予約権買付価格の決定に際し、本公開買付価格を基に算定していることから、第三者算定機関からの算定書を取得しておりません。</p> <p>⑤ 第5回新株予約権</p> <p>第5回新株予約権は、本書提出日現在において、1株当たりの行使価額(1,550円)が本公開買付価格(3,800円)を下回っているため、公開買付者は、第5回株予約権1個当たりの買付け等の価格を本公開買付価格と1株当たりの行使価額との差額(2,250円)に、第5回新株予約権の目的となる対象者株式の数(1株)を乗じた金額である2,250円と決定いたしました。なお、公開買付者は、第5回新株予約権買付価格の決定に際し、本公開買付価格を基に算定していることから、第三者算定機関からの算定書を取得しておりません。</p>
算定の経緯	上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり公開買付者の親会社であるC&Dは、2023年7月19日に、対象者に対して対象者株式を非公開化することについて検討を開始したい旨の第1回意向表明書を提出しました。その後複数回にわたる対象者の非公開化についての初期的な対話と情報交換を行った結果、C&Dとして対象者株式を非公開化することについて、デュー・ディリジェンスをはじめとした本格的な検討を開始することとし、同年11月16日に、対象者に対して公開買付け及びその後の本スクイーズアウト手続により対象者株式を非公開化すること並びにデュー・ディリジェンスの実施を申し入れる内容の第2回意向表明書を提出しました。その後、同月下旬に対象者から同年12月上旬からデュー・ディリジェンスを受け入れる旨の返答があり、C&Dは、同年12月上旬から2024年1月下旬までデュー・ディリジェンスを実施しました。C&Dは、当該デュー・ディリジェンスの経過も踏まえ、2024年2月下旬に対象者との間で、本取引の諸条件についての協議を開始しました。具体的には、2024年2月26日、公開買付者は、対象者に対して、本公開買付価格を3,250円、第1回新株予約権買付価格を51,840円、第2回新株予約権買付価格を35,000円、第3回新株予約権買付価格を35,000円、第4回新株予約権買付価格を35,000円、第5回新株予約権買付価格を1,700円とする第1回提案を行いました。なお、第1回提案の以前には本公開買付価格等の本公開買付けの条件は提案した事実はありません。また、本公開買付価格として提案した3,250円は当該提案の提出日(2024年2月26日)の直前営業日である2024年2月22日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,600円に対して25.00%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,474円に対して31.37%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。その後、対象者より、本公開買付価格として提案した3,250円は、事業計画に基づく対象者の本源的価値の下限から大きく乖離しているとして本公開買付価格の引き上げを要請されました。対象者からかかる要請を受けて、C&Dは、2024年2月29日に本公開買付価格を3,315円、第1回新株予約権買付価格を53,140円、第2回新株予約権買付価格を36,300円、第3回新株予約権買付価格を36,300円、第4回新株予約権買付価格を36,300円、第5回新株予約権買付価格を1,765円とする第2回提案を行いました。なお、第2回提案において本公開買付価格として提案した3,315円は第1回提案の提出日(2024年2月26日)の直前営業日である2024年2月22日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,600円に対して27.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,474円に対して33.99%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。その後、対象者より、本公開買付価格として提案した3,315円は、事業計画に基づく対象者の本源的価値の下限から大きく乖離していることに加え、対象者が2020年9月28日に東京証券取引所ジャスダック市場への上場時における公開価格を考慮した価格ではないことから本公開買付価格の引き上げを要請されました。これを受けてC&Dは、2024年3月11日に対象者に対し、対象者の要請を受け、上場時における公開価格を検討したものの、C&Dとしては直近の株式市場に

	<p>における対象者株価の水準は、多くの投資家が参加して形成される客観性の高い指標であり、対象者の将来性や収益性などの情報が総合的に反映されたものであり、直近の株式市場における対象者株価の水準を基に公開買付価格を検討し、提案している旨の回答を行いました。その後、2024年3月13日、対象者から、第三者算定機関による対象者株式の株式価値の試算結果、対象者株式の市場株価の動向及び過去の類似する取引において付与されたプレミアムの実例等を勘案し、本公開買付価格を4,000円とする要請をしました。これを受けて、2024年3月20日、C&Dは、対象者に対して、上記対象者からの要請を真摯に検討した結果、本公開買付価格について3,606円とする第3回提案を行いました。なお、第3回提案において本公開買付価格として提案した3,306円は第3回提案の提出日(2024年3月20日)の直前営業日である2024年3月19日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の過去6ヶ月間の終値単純平均値2,404円(なお、対象者株式の取引が行われていない2023年10月25日の終値は、前営業日である2023年10月24日の終値を使用して終値単純平均値を計算しております。)に対して50.00%のプレミアムを加えた価格です。その後、2024年3月22日、対象者から、依然として少数株主の期待に十分に応えられる水準には達していないことから、少数株主の期待に十分に応えられる水準に近づけるべく本公開買付価格の引き上げを要請されました。対象者からかかる要請を受けて、C&Dは、2024年3月25日に本公開買付価格を3,800円、第1回新株予約権買付価格を62,840円、第2回新株予約権買付価格を46,000円、第3回新株予約権買付価格を46,000円、第4回新株予約権買付価格を46,000円、第5回新株予約権買付価格を2,250円とする最終提案を行うに至りました。なお、最終提案において本公開買付価格として提案した3,800円はかかる最終提案の提出日(2024年3月25日)の直前営業日である2024年3月22日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の過去6ヶ月間の終値単純平均値2,421円(なお、対象者株式の取引が行われていない2023年10月25日の終値は、前営業日である2023年10月24日の終値を使用して終値単純平均値を計算しております。)に対して56.96%のプレミアムを加えた価格であり、対象者株式の過去3ヶ月間の終値単純平均値2,636円に対して44.16%(小数点以下第3位を四捨五入しております。)のプレミアムを加えた価格です。</p> <p>その後、2024年3月26日に対象者から最終提案を応諾する旨の回答を受領したため、C&Dは、2024年3月26日に本公開買付価格を3,800円、第1回新株予約権買付価格を62,840円、第2回新株予約権買付価格を46,000円、第3回新株予約権買付価格を46,000円、第4回新株予約権買付価格を46,000円、第5回新株予約権買付価格を2,250円とすることに合意しました。</p>
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	1,000,778(株)	667,200(株)	—(株)
合計	1,000,778(株)	667,200(株)	—(株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である潜在株式考慮後発行済株式総数(1,000,778株)となります。
- (注2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(667,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注5) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象としております。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個) (a)	10,007
a のうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (b)	623
b のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個) (c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2024年4月15日現在)(個) (d)	—
d のうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (e)	—
e のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個) (f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年4月15日現在)(個) (g)	—
g のうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (h)	—
h のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個) (i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2023年12月31日現在)(個) (j)	9,370
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a/j) (%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) × 100) (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個) (a)」は、本公開買付けにおける買付予定数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「a のうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、本新株予約権の発行要項に基づき株式に換算した株式数(62,360株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2023年12月31日現在)(個) (j)」は、対象者第2四半期報告書に記載された2023年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式考慮後発行済株式総数(1,000,778株)に係る議決権数である10,007個を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。(注1)

オンラインサービス(公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス)による応募に関しては、オンラインサービス(<https://hometrade.nomura.co.jp/>)にて公開買付期間末日の15時30分までに手続きを行ってください。なお、オンラインサービスによる応募には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)におけるオンラインサービスのご利用申込みが必要です。(注2)

③ 株式の応募の受付にあたっては、応募株主等口座に、応募する予定の株式が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続きを完了していただく必要があります。

④ 本新株予約権には譲渡制限が付されており、新株予約権の応募にあたっては、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「新株予約権譲渡承認通知書」を「公開買付応募申込書」とともにご提出ください。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類をご提出ください。なお、オンラインサービスにおいては、新株予約権の応募の受付は行いません。

⑤ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

⑥ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。オンラインサービスにおいては、外国の居住者は応募できません。

⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)

⑧ 応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要となるほか、ご印鑑が必要な場合があります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続き等の都度、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー(個人番号)を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー(個人番号)又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

- 個人の場合

マイナンバー(個人番号)提供時の必要書類

マイナンバー(個人番号)の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、[1]マイナンバー(個人番号)を確認するための書類と、[2]本人確認書類が必要です。

※申込書に記載された氏名・住所・生年月日のすべてが確認できるものをご準備ください。

※野村證券株式会社の受付日時点で、有効期限の定めのあるものは有効期限内のもの、有効期限の定めのないものは6ヶ月以内に作成されたものに限ります(「通知カード」は、発行日から6ヶ月以降も有効です。)。

※野村證券株式会社の店舗でお手続きをされる場合は、原本をご提示ください(本人確認書類のコピーをとらせていただく場合があります。)。

※コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。

※野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に口座開設のご案内を簡易書留(転送不要)でお届けし、ご本人様の確認をさせていただく場合があります。

※新規口座開設、住所変更等の各種手続きに係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー(個人番号)の提供に必要な書類を兼ねることができます(同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。)。

[1] マイナンバー(個人番号)を確認するための書類

個人番号カード、通知カード、マイナンバー(個人番号)の記載された住民票の写し、マイナンバー(個人番号)の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか1点が必要です。

[2] 本人確認書類

マイナンバー(個人番号)を確認するための書類	必要な本人確認書類
個人番号カード	不要
通知カード ※現在の氏名・住所が記載されていない「通知カード」はご利用いただけません。	[A] のいずれか1点、 又は [B] のうち2点
マイナンバー(個人番号)の記載された 住民票の写し	[A] 又は [B] のうち、 「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の 1点
マイナンバー(個人番号)の記載された 住民票記載事項証明書	

[A] 顔写真付の本人確認書類

- 有効期間内の原本のコピーの提出が必要

旅券(パスポート)、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

※2020年2月4日以降に申請した「旅券(パスポート)」は「所持人記入欄」がないため、1点のみではご利用いただけません。その他の本人確認書類とあわせてご提出ください。

[B] 顔写真のない本人確認書類

- 発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書

- 有効期間内の原本のコピーの提出が必要

健康保険証(各種)、国民年金手帳(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)、福祉手帳(各種)

- 法人の場合

登記事項証明書、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要となる場合があります。

※本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地

※法人自体の本人確認に加え、代表者又は代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となる場合があります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

- ・ 外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

(注2) オンラインサービスのご利用には、お申込みが必要です。オンラインサービスをお申込み後、パスワードをご登録住所に到着するまで約1週間かかりますのでお早めにお手続きください。公開買付期間末日近くである場合は、お取引店からの応募申込みの方がお手続きに時間要しません。

- ・ 個人の場合：オンラインサービスのログイン画面より新規申込を受付しております。若しくは、お取引店又はオンラインサービスサポートダイヤルまでご連絡ください。
- ・ 法人の場合：お取引店までご連絡ください。なお、法人の場合は代理人等のご登録がない法人に限りオンラインサービスによる応募が可能です。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただけますようお願いします。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

オンラインサービスで応募された契約の解除は、オンラインサービス(<https://hometrade.nomura.co.jp/>)上の操作又は解除書面の交付若しくは送付により行ってください。オンラインサービス上の操作による場合は当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。なお、お取引店で応募された契約の解除に関しては、オンラインサービス上の操作による解除手続きを行うことはできません。解除書面の交付又は送付による場合は、予め解除書面をお取引店に請求したうえで、公開買付期間末日の15時30分までにお取引店に交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
(その他の野村證券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続き終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	3,802,956,400
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	75,000,000
その他(c)	6,000,000
合計(a)+(b)+(c)	3,883,956,400

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(1,000,778株)に本公開買付価格(3,800円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
—	—
計(a)	—

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④ 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
C&Dによる出資(注)	3,900,000
計(d)	3,900,000

(注) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、公開買付者の親会社であるC&Dから、39億円を限度として出資を行う用意がある旨のEquity Commitment Letterを2024年4月12日付で取得しております。当該出資の実行のための前提条件として、本公開買付けの成立のみが定められております。なお、公開買付者は、C&Dが2024年2月15日に米国証券取引委員会に提出した2023年12月期に係る年次報告書(Form 10-K)の連結貸借対照表を確認する方法により、C&Dが当該出資を行う資力が十分(2023年12月31日現在の現金及び現金同等物の額：344.5百万米ドル)であることを確認しております。

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

3,900,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

(2) 【決済の開始日】

2024年6月5日(水曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日の翌営業日)以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株式を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。)。新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類(上記の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」④に記載した書類)をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(667,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

応募株券等の総数が買付予定数の下限(667,200株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載を知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつた場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続き終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものと、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

年月	沿革
2024年3月13日	商号をChurch & Dwight Japan合同会社とし、本店所在地を東京都千代田区霞が関三丁目2番6号東京俱楽部ビルディング11階、資本金10,000円とする合同会社として設立。

② 【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的は以下の事業を営むこととしております。

1. 株式等その他の有価証券の投資、保有及び売買
2. 不動産の所有、管理及びリース
3. 資産運用業
4. 国内外における知的財産権の保有、保全及び管理
5. 経営コンサルティング
6. 市場調査及び分析
7. 上記に附帯関連する一切の業務

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2024年4月15日現在

資本金の額	発行済株式の総数
10,000円	—

(注) 公開買付者は、本公開買付けの決済開始日の遅くとも3営業日前までに、上記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「④ その他資金調達方法」に記載のとおり、C&Dから39億円を限度とした出資を受ける予定ですが、これによる公開買付者の資本金の増加は予定しておりません。

④ 【大株主】

2024年4月15日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
Church & Dwight Co., Inc.	アメリカ合衆国ニュージャージー州ユーイング、チャールズ・ユーイング・ブルバール500	—	100.00
計	—	—	100.00

(注) 公開買付者は、合同会社であり、C&Dの出資額は10,000円です。また、公開買付者の業務執行社員はC&Dです。

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

2024年4月15日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
職務執行者	—	マイケル・リード	1974年10月19日	2010年1月	Molson Coors Beverage Company Canada Inc.のVice President of Marketing for Coors Light and Portfolio Innovationに就任	—
				2011年1月	Molson Coors Beverage Company (UK) LimitedのSenior Executive Vice President of Brands and Innovationに就任	
				2015年1月	Aryzta AGのSenior Vice President of Customer Developmentに就任	
				2016年7月	Church & Dwight Canada Inc. の General Managerに就任	
				2016年7月	C&Dに入社	
				2021年10月	C&DのExecutive Vice President, President Consumer International & Specialty Products Divisionに就任(現任)	
				2024年3月	公開買付者の代表社員の職務執行者に就任(現任)	
計						—

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2024年3月13日に設立された合同会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

① 本公開買付けへの賛同の意見表明

対象者2024年3月28日付プレスリリースによれば、対象者は、2024年3月28日開催の対象者取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

また、対象者2024年3月28日付プレスリリースによれば、対象者は、上記決議に際して、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」に記載のとおり、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、本特別委員会が対象者取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議していたとのことです。

その後、C&Dは、対象者に対し、2024年4月8日にC&Dによる公開買付者名義の銀行口座の開設が完了したことから、本公開買付けを2024年4月15日から開始することとしている旨を連絡しました。

かかる連絡を受け、対象者は、2024年4月11日に開催された本特別委員会において、対象者、C&D及び公開買付者の状況等の情報を共有したことです。また、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、追加諮問事項について慎重に検討した結果、2024年4月11日付で、対象者取締役会に対して、本答申書における本特別委員会の意見に変更はないことを内容とする追加答申書を提出したとのことです。

その上で、対象者は、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本書提出日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

② 本応募契約の締結

公開買付者は、2024年3月28日付で、長谷川氏との間で、長谷川氏が所有する対象者株式(390,900株、所有割合：39.06%)の全てを本公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しない旨の本応募契約を締結しております。なお、本応募契約において、C&D及び長谷川氏は、長谷川氏が、本公開買付けの成立後、対象者の取締役を辞任した上で、辞任後3年間を上限として対象者のアドバイザーに就任することにつき合意しております。

本応募契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所 名又は認可金融 商品取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
	月別	2023年 10月	11月	12月	2024年 1月	2月	3月
最高株価	2,301	2,342	2,561	2,650	2,895	3,265	3,790
最低株価	2,104	2,115	2,211	2,344	2,379	2,650	3,765

(注) 2024年4月については、4月12日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第26期(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日) 2022年9月30日 関東財務局長に提出

事業年度 第27期(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日) 2023年9月29日 関東財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第28期第2四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2024年2月14日 関東財務局長に提出

事業年度 第28期第3四半期(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日) 2024年5月15日 関東財務局長に提出予定

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社グラフィコ

(東京都品川区大崎一丁目6番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

該当事項はありません。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

主要な経営指標等の推移

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	2019年6月	2020年6月	2021年6月	2022年6月	2023年6月
売上高 (千円)	3,377,742	3,499,270	4,096,628	4,111,511	5,079,165
経常利益 (千円)	205,750	222,061	274,575	211,847	322,724
当期純利益 (千円)	144,168	148,723	182,625	145,607	221,391
持分法を適用した場合の投 資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	241,026	245,661	248,579
発行済株式総数 (株)	800,000	800,000	925,100	932,780	938,540
純資産額 (千円)	1,141,248	1,289,971	1,934,421	2,093,537	2,315,127
総資産額 (千円)	1,581,644	1,681,886	2,321,570	2,694,130	3,842,772
1株当たり純資産額 (円)	1,426.56	1,612.46	2,091.14	2,244.51	2,466.93
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	180.21	185.90	204.74	156.58	236.76
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	192.34	150.35	230.10
自己資本比率 (%)	72.2	76.7	83.3	77.7	60.2
自己資本利益率 (%)	13.5	12.2	11.3	7.2	10.0
株価収益率 (倍)	—	—	18.7	12.9	8.9
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	223,561	178,084	△159,495	△550,291	481,506
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,888	△6,529	△9,110	△21,410	△765,567
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△250,000	—	441,524	209,269	673,732
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	227,175	398,694	671,641	310,301	700,103
従業員数 (人)	51	51	54	58	50
株主総利回り (比較指標：TOPIX) (%)	— (—)	— (—)	— (—)	52.8 (96.3)	55.2 (117.8)
最高株価 (円)	—	—	8,890	4,325	2,639
最低株価 (円)	—	—	3,830	1,860	1,800

(注) 1. 対象者は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第26期の期首から適用しており、第26期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 第23期及び第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、対象者株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、対象者は2020年9月24日に東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場したため、新規上場日から第25期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
7. 第23期及び第24期の株価収益率については、対象者株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時雇用者数は、臨時従業員数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
9. 第23期から第25期の株主総利回り及び比較指標については、2020年9月24日をもって東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場したため、記載しておりません。
10. 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場における株価を記載しております。
11. 第23期及び第24期の最高株価、最低株価については、2020年9月24日をもって東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場したため記載しておりません。